

平成 2 8 年 2 月 2 6 日

第 1 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 1 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第1回廿日市市議会議案目次

報告第2号	専決処分事項の報告について	1
報告第3号	専決処分事項の報告について	3
議案第17号	職員の退職管理に関する条例	5
議案第18号	定年前に退職する意思を有する職員の募集及び 認定に関する条例	9
議案第19号	廿日市市地方活力向上地域における固定資産税 の不均一課税に関する条例	17
議案第20号	廿日市市産業振興基本条例	23
議案第21号	廿日市市消費生活センター条例	29
議案第22号	行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例	33
議案第23号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を 改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に 関する条例	43
議案第25号	廿日市市議会政務活動費の交付に関する条例の 一部を改正する条例	59
議案第26号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職 員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	63
議案第27号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の 一部を改正する条例	77
議案第28号	廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例	81
議案第29号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例	85
議案第30号	廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免 除に関する条例の一部を改正する条例	89
議案第31号	廿日市市総合計画の策定手続に関する条例の一 部を改正する条例	93

議案第 3 2 号	廿日市市特別会計条例の一部を改正する条例	…… 9 7
議案第 3 3 号	廿日市市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例	… 1 0 1
議案第 3 4 号	廿日市市保育園条例の一部を改正する条例	…… 1 0 5
議案第 3 5 号	廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	… 1 0 9
議案第 3 6 号	廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	… 1 3 7
議案第 3 7 号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	… 1 4 3
議案第 3 8 号	廿日市市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例	… 1 4 7
議案第 3 9 号	廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例	… 1 5 3
議案第 4 0 号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	…… 1 5 7
議案第 4 1 号	廿日市市立学校施設使用条例の一部を改正する条例	… 1 8 7
議案第 4 2 号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例	…… 1 9 1
議案第 5 7 号	廿日市市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について	… 2 1 7
議案第 5 8 号	工事請負契約の締結について	…… 2 2 1
議案第 5 9 号	過疎地域自立促進計画を定めることについて	…… 2 2 3
議案第 6 0 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて	… 2 2 5
議案第 6 1 号	市町村建設計画（廿日市市・佐伯町・吉和村合	… 2 2 9

	併建設計画) の変更について	
議案第 6 2 号	市町村建設計画 (廿日市市・大野町合併建設計 画) の変更について	… 2 3 3
議案第 6 3 号	市町村建設計画 (廿日市市・宮島町合併建設計 画) の変更について	… 2 3 7
議案第 6 4 号	広島市と廿日市市との連携中枢都市圏形成に係 る連携協約の締結に関する協議について	… 2 4 1
議案第 6 5 号	市道路線の認定及び廃止について	… 2 5 1
議案第 6 6 号	廿日市市公平委員会委員の選任の同意について	… 2 5 5
議案第 6 7 号	廿日市市監査委員の選任の同意について	… 2 5 7
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついて	… 2 5 9

報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成28年2月26日

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 136,460円

- 2 専決処分年月日 平成27年12月22日

(参考事項)

平成27年11月28日友和小学校グラウンドで発生した車両損傷事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成28年2月26日

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 228,766円

- 2 専決処分年月日 平成27年12月18日

(参考事項)

平成27年11月7日旧玖島小学校敷地内の管理瑕疵により発生した車両損傷事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第 17 号

職員の退職管理に関する条例案を次のように提出する。

平成 28 年 2 月 26 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又はこれに類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいい、法人であるものに限る。以下同じ。）以外の法人の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企

業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律において地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、営利企業等に再就職した元職員による現職員への働きかけを規制するなど、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第18号

定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例案を次のように提出する。

平成28年2月26日

廿日市市長 眞野勝弘

定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、職員の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図ることを目的とする早期退職募集制度に関して必要な事項を定めるものとする。

(募集の種類)

第2条 市長は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- (2) 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

(募集に関する手続)

第3条 市長は、前条の規定による募集（以下単に「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる事項を記載した要項（以下「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

- (1) 前条各号の別
- (2) 第6条の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間
- (3) 募集する人数
- (4) 募集の期間
- (5) 募集の対象となるべき職員の範囲
- (6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨
- (7) 第5条第1項の規定による応募（以下単に「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続
- (8) 第7条第1項の規定による通知の予定時期

(9) 第6項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数

(10) 募集に関する問合せを受けるための連絡先

(11) その他規則で定める事項

2 市長は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員の範囲を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、前条第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。

3 市長は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。

4 市長は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。

5 市長は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちに、その旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

6 市長が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

（募集の期間が満了した場合の周知）

第4条 市長は、前条第6項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

（応募又は応募の取下げ）

第5条 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第9条第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

(1) 広島県市町総合事務組合退職手当支給条例（昭和35年広島県市町

村職員退職手当組合条例第1号。以下「退職手当支給条例」という。)

第2条第2項の規定により職員とみなされる者

- (2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
- (3) 第3条第1項第2号に規定する退職すべき期日又は同号に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
- (4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。第6条第2号において同じ。)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

2 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、市長は職員に対しこれらを強制してはならない。

(認定等)

第6条 市長は、応募をした職員(以下「応募者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定(以下単に「認定」という。)をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第3条第1項第3号に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、市長は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

- (1) 応募が募集実施要項又は前条第1項の規定に適合しない場合
- (2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
- (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為(在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに

足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(通知)

第7条 市長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

- 2 市長が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

(退職すべき期日の繰上げ等)

第8条 市長は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた応募者（以下「認定応募者」という。）が次条第3号に規定する退職すべき期日（以下この条において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

- 2 市長は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

(認定の失効)

第9条 認定応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定応

募者に係る認定は、その効力を失う。

- (1) 退職手当支給条例第12条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 退職手当支給条例第19条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するとき。
- (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第7条第2項若しくは前条第2項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。
- (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
- (5) 第5条第1項の規定により応募を取り下げたとき。

（公表）

第10条 市長は、この条例の規定による募集及び認定を行った場合は、当該募集に係る募集実施要項（第6条に規定する方法を周知した場合にあっては、当該方法を含む。）及び認定応募者の数を公表しなければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

職員の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図ることを目的として導入する早期退職募集制度に関して必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第19号

廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例案を次のように提出する。

平成28年2月26日

廿日市市長 眞野勝弘

廿日市市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税 に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第16項の認定を受けた同条第1項の地域再生計画に記載された同条第4項第4号に規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）内において、法第17条の2第3項の認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した事業者に係る固定資産税の不均一課税につき、廿日市市税条例（昭和31年条例第29号。以下「条例」という。）の特例を定めるものとする。

(不均一課税)

第2条 地方活力向上地域内において、省令第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から平成30年3月31日までの間に法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に特別償却設備を新設し、又は増設したものについては、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。以下この条において「対象固定資産」という。）に係る固定資産税の税率は、条例第62条の規定にかかわらず、当該対象固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなつた年度（以下「初年度」とい

う。)から3年度分の固定資産税に限り、法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者については、初年度については100分の0.14、第2年度(初年度の翌年度をいう。以下この条において同じ。)については100分の0.35、第3年度(第2年度の翌年度をいう。以下この条において同じ。)については100分の0.7とし、同項第2号に掲げる事業を実施する者については、初年度については100分の0.14、第2年度については100分の0.467、第3年度については100分の0.933とする。

(不均一課税の申請)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする事業者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であることを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該事業者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5号に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 法第17条の2第1項第1号に掲げる事業又は同項第2号に掲げる事業の別
 - (3) 新設し、又は増設した特別償却設備の名称及び所在
 - (4) 前号の特別償却設備を事業の用に供した年月日及びその敷地である土地の取得年月日
 - (5) 第3号の特別償却設備に係る固定資産の取得価格
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前条の規定の適用を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請又は前項の規定による申告があつた場合において必要があると認めるときは、当該申請又は申告に係る事項

について調査し、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(虚偽の申請者等に対する措置)

第4条 前条第1項に規定する期限内に正当な理由がなく申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為により同項の申請をした者又は正当な理由がなく同条第2項の調査若しくは書類の提出を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条の規定は、適用しない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、初年度を平成28年度として第2条の規定の適用を受けようとする事業者は、平成28年4月30日までに、第3条第1項に掲げる事項を記載した申請書に法第17条の2第3項の規定による認定を受けた事業者であることを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(提案理由)

地域再生法の一部が改正されたことに伴い、同法に規定する地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において特定業務施設を新設し、又は増設した事業者について、固定資産税の不均一課税を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第20号

廿日市市産業振興基本条例案を次のように提出する。

平成28年2月26日

廿日市市長 眞野勝弘

廿日市市産業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、産業の振興が地域社会に果たす役割の重要性に鑑み、市の産業の振興に関する基本理念その他の基本となる事項を定めることにより、地域経済の健全な発展を図り、もって市民が暮らしやすいまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において営利を目的として事業活動を行う個人及び法人をいう。
- (2) 産業経済団体 商工会議所、商工会、農業協同組合、漁業協同組合、観光協会その他市内において経済活動又は地域経済の振興を行う団体など、産業の振興に寄与する団体をいう。
- (3) 産業支援機関 独立行政法人、公益財団法人その他の団体であって、事業者に対する支援に関する業務を行うものをいう。
- (4) まちづくり活動団体 廿日市市協働によるまちづくり基本条例（平成24年条例第3号）第2条第3号に定める団体をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。
- (6) 地域資源 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第2条第2項に定める地域産業資源のほか、本市において独自の価値を有する自然、歴史、文化、技能、人材及び施設などの資源をいう。
- (7) 地産地消 市産品等を消費し、又は利用することをいう。
- (8) 市産品等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 市内において生産され、採取され、若しくは水揚げされた農林水産物又は市内において製造され、若しくは加工された物品
 - イ アに掲げるものを原材料として製造され、又は加工された物品

ウ 市内において提供されるサービス

(基本理念)

第3条 産業の振興は、事業者の創意工夫及び自主的な経営努力を尊重すること並びに市、事業者、産業経済団体、産業支援機関、金融機関、大学、まちづくり活動団体及び市民等の多様な主体が相互に連携し、協働により推進することにより、事業者の活力が最大限に発揮され、持続的な地域社会の発展を図ることを旨として、行われなければならない。

2 産業の振興は、前項に定める基本理念に即し、次に掲げる事項を基本的な方針（以下「基本方針」という。）として推進するものとする。

- (1) 多様な産業特性及び地域特性を持つ第一次産業、第二次産業、第三次産業の連関を一層推進し、新たな経済循環の創出を図ること。
- (2) 地域に密着し、中小企業及び小規模企業の持続的な発展を図ること。
- (3) 新たな価値を創出し、社会経済情勢の変化や市場の動向への即応を図ること。
- (4) 地域資源を積極的に活用し、新事業の創出を図ること。
- (5) 質の高い雇用を創出するとともに、市民の暮らしの基盤である多様な就労機会の増大を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、市内の産業の実態を的確に把握するとともに、基本方針に即し、事業者、産業経済団体、産業支援機関、金融機関、大学、まちづくり活動団体及び市民等との連携及び協働により、産業の振興に関する施策（以下「産業施策」という。）を一体的及び相乗的に展開しなければならない。

2 市は、国及び広島県との適切な役割分担のもと、中小企業及び小規模企業の持続的な発展のための支援に努めなければならない。

3 市は、中小企業及び小規模企業が地域経済の活性化並びに市民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、市民の理解を深めるよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本方針に即し、創意工夫及び自主的な経営努力により、経営基盤の強化、就業機会の増大、人材の育成及び多様な労働条件の整備に努めるものとする。

2 事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚するとともに、市の産業施策及び産業経済団体等による事業に積極的に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、法令の規定を遵守するとともに、自らの事業活動に期待される社会的な意義及び役割を認識し、これに応えるよう努めるものとする。

(産業経済団体の役割)

第6条 産業経済団体は、基本方針に即し、事業者の経営の改善発達を支援するとともに、社会一般の福祉の増進に努めるものとする。

2 産業経済団体は、経済活動又は地域産業を振興させることにより地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、業務の公共性に鑑み、基本方針に即し、事業者の健全な事業活動及び創業を支援することにより、地域経済の健全な発展に寄与するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第8条 市民は、中小企業及び小規模企業が自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて理解するよう努めるものとする。

2 市民は、産業の振興が自らの生活をより豊かにし、地域の持続的な発展に寄与することを理解し、地産地消を心掛け、地域経済の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(産業振興審議会の設置)

第9条 市の産業施策の計画的な推進を図るため、廿日市市産業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 市の産業施策の実施状況及び評価に関すること。
- (2) 市の産業の振興に関する重要事項に関すること。
- 3 審議会は、前項各号に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 5 委員は、学識経験者、産業経済団体その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(廿日市市商業振興審議会条例の廃止)

- 2 廿日市市商業振興審議会条例（昭和55年条例第13号）は、廃止する。

(提案理由)

地域経済の健全な発展を図り、もって市民が暮らしやすいまちづくりに資することを目的として、市の産業の振興に関する基本理念その他の基本となる事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 21 号

廿日市市消費生活センター条例案を次のように提出する。

平成 28 年 2 月 26 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市消費生活センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(設置)

第2条 法第10条第2項の機関として消費生活センターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 廿日市市消費生活センター
- (2) 位置 廿日市市下平良一丁目11番1号

(職員)

第3条 消費生活センターに所長、消費生活相談員その他必要な職員を置く。

2 市長は、消費生活センターにおいて、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談員)

第4条 前条第1項の消費生活相談員は、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格したとみなされた者を含む。）とする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第5条 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第6条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律において消費者安全法の一部が改正されたことに伴い、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関して必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 22 号

行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を次のように提出する。

平成 28 年 2 月 26 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(廿日市市情報公開条例の一部改正)

第1条 廿日市市情報公開条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て（第20条）」を「審査請求（第19条の2）」に改める。

第19条第2項中「この条例」を「第17条第1項」に改める。

「第3章 不服申立て」を「第3章 審査請求」に改める。

第3章中第20条の前に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第19条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第20条第1項中「について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立て」を「又は開示請求に係る不作為について審査請求」に、「不服申立てに係る処分庁又は審査庁」を「審査請求に対する裁決をすべき実施機関」に、「諮問をして、当該不服申立てについての決定又は裁決を行う」を「諮問する」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。

第20条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定による諮問は、次に掲げる書面を添えてするものとする。
- (1) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写し
- (2) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同

法第30条第1項の規定により反論書の提出があったときは、当該反論書の写し

- (3) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第2項の規定により意見書の提出があったときは、当該意見書の写し

第21条中「前条」を「前条第1項」に、「処分庁又は審査庁」を「実施機関」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）

第21条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る公文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第22条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第24条第1項及び第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第25条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第26条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「又は資料の閲覧」を「若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項及び第4項において同じ。））にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付」に改め、「その閲覧」の次に「又は交付」を加

え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「閲覧」の次に「又は交付」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第26条に次の1項を加える。

4 第1項の規定により意見書若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該意見書若しくは当該資料の写し又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の作成に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。

第28条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(廿日市市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 廿日市市個人情報保護条例（平成12年条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第25条第2項中「この条例」を「第17条第2項」に改める。

「第4章 不服申立て等」を「第4章 審査請求等」に改める。

第26条の次に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第26条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第27条第1項中「又は利用停止決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立て」を「、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為

について審査請求」に、「不服申立てに係る処分庁又は審査庁」を「審査請求に対する裁決をすべき実施機関」に、「諮問をして、当該不服申立てについての決定又は裁決を行う」を「諮問する」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。

第27条第1項に次の2号を加える。

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。

第27条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による諮問は、次に掲げる書面を添えてするものとする。

(1) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写し

(2) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第1項の規定により反論書の提出があったときは、当該反論書の写し

(3) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第2項の規定により意見書の提出があったときは、当該意見書の写し

第28条中「前条」を「前条第1項」に、「処分庁又は審査庁」を「実施機関」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）

第28条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報

の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第29条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を改め、「決定又は」を削る。

第31条第1項及び第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第32条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第33条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「又は資料の閲覧」を「若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項及び第4項において同じ。））にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付」に改め、「その閲覧」の次に「又は交付」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「閲覧」の次に「又は交付」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第33条に次の1項を加える。

4 第1項の規定により意見書若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該意見書若しくは当該資料の写し又は当該電磁的記録に記録された

事項を記載した書面の作成に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。

第34条の2中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例(昭和31年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第23条の3第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

(廿日市市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 廿日市市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第112号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(廿日市市税条例の一部改正)

第5条 廿日市市税条例(昭和31年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第6条 固定資産評価審査委員会条例(昭和31年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第3項を次のように改める。

2 法第432条第2項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項の条例で定める事項は、口頭で意見を述べることを求める場合におけるその旨とする。

3 審査申出書の正本には、審査申出人が法人その他の社団又は財団である場合にあつては代表者又は管理人の資格を証する書面を、審査申出人が総代を互選した場合にあつては総代の資格を証する書面を、審査申出人が代理人によつて審査の申出をする場合にあつては代理人の資格を証する書面を、それぞれ添付しなければならない。

第4条に次の1項を加える。

- 6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失つたときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

(廿日市市手数料条例の一部改正)

第7条 廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「手数料」の次に「（別表第9号に掲げる事務に係る手数料を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による交付（以下「提出書類等の写し等の交付」という。）を行う者は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、別表第9号に定める手数料を減額し、又は免除することができる。

別表に次の1号を加える。

(9) 不服申立関係

事務の種類	単位	手数料	備考
白黒で複写され、又は出力された用紙による提出書類等の写し等の交付	1枚	10円	用紙の両面に複写し、又は出力した場合は、片面を1枚として手数料の額を算定する。 用紙の規格は、市長が定める。
カラーで複写され、又は出力された用紙による提出書類等の写し等の交付	1枚	20円	用紙の両面に複写し、又は出力した場合は、片面を1枚として手数料の額を算定する。 用紙の規格は、市長が定める。

(廿日市市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正)

第8条 廿日市市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（平成15年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「異議の申立て」を「審査請求」に改め、同条第1

項中「異議がある」を「不服がある」に、「60日」を「3月」に、「異議を申し立てる」を「審査請求をする」に改め、同条第2項中「異議の申立てを受けた」を「審査請求がされた」に、「30日」を「70日」に、「決定しなければ」を「裁決しなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の廿日市市情報公開条例第3章の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる廿日市市情報公開条例第12条第1項及び第2項の規定による決定（以下「開示決定等」という。）又は施行日以後にされる同条例第5条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等又は施行日前にされた開示請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の廿日市市個人情報保護条例第4章の規定は、施行日以後にされる廿日市市個人情報保護条例第14条第1項の規定による決定（以下「保有個人情報開示決定等」という。）、同条例第24条第1項の規定による決定（以下「訂正決定等」という。）、同条例第24条の7第1項の規定による決定（以下「利用停止決定等」という。）又は施行日以後にされる同条例第12条第1項の規定による開示の請求（以下「保有個人情報開示請求」という。）、同条例第22条第1項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）若しくは同条例第24条の4第1項の規定による措置の請求（以下「利用停止請求」という。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた保有個人情報開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は施行日前にされた保有個人情報開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

(提案理由)

行政不服審査法の全部が改正され、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により関係法律が整備されたことなどに伴い、関係条例について必要な規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 23 号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を次のように提出する。

平成 28 年 2 月 26 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の旅費に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「第24条第6項」を「第24条第5項」
に改める。

- (1) 職員の旅費に関する条例(昭和35年条例第10号)第1条
- (2) 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和42年条例第36号)第1条
- (3) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第3号)第1条
- (4) 廿日市市立幼稚園の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(平成17年条例第24号)第1条

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和31年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第5条第3項中「内容は、」を「基準となるべき標準的な職務の内容は次に掲げる等級別基準職務表ごとに定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 行政職給料表等級別基準職務表(別表第3)
- (2) 消防職給料表等級別基準職務表(別表第4)

別表第2の次に次の2表を加える。

別表第3(第5条関係)

行政職給料表等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	主事又は技師の職務

2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3級	1 主任の職務 2 主任主事又は主任技師の職務
4級	係長の職務
5級	課長補佐の職務
6級	課長の職務
7級	部の次長の職務
8級	部長の職務

別表第4（第5条関係）

消防職給料表等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	1 主事の職務 2 消防士の職務
2級	1 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防士の職務
3級	1 主任の職務 2 主任主事の職務 3 消防士長の職務 4 消防副士長の職務
4級	1 係長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防士長の職務 3 消防司令補の職務
5級	1 課長補佐の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防司

	令補の職務
6 級	1 課長の職務 2 指令官の職務 3 署長の職務 4 消防司令の職務
7 級	1 次長の職務 2 消防司令長の職務
8 級	1 消防長の職務 2 消防監の職務

(廿日市市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 廿日市市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第112号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第7条第2項中「規則で」を「次の各号に」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務 1号給

- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務 2号給
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務 3号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務 4号給
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務 5号給
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務 6号給

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律において地方公務員法の一部が改正され、条例で等級別基準職務表を定めることとされたこと、人事行政の運営等の状況の公表事項が見直されたことなどに伴い、関係条例の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 25 号

廿日市市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案を
次のように提出する。

平成 28 年 2 月 26 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

廿日市市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「2万円」を「3万円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

廿日市市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市議会議員の政務活動費の額を改定するため、この条例案を提出するものである。

議案第 26 号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 28 年 2 月 26 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和31年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項第1号中「100分の75」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に改める。
別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額							
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	

33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900		
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200		
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500		
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800		
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100		
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400		
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700		
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900		

70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	
94		293,600	341,400			
95		294,000	341,900			
96		294,400	342,300			
97		294,600	342,400			
98		294,900	342,900			
99		295,300	343,300			
100		295,700	343,600			
101		295,900	343,900			
102		296,200	344,300			
103		296,600	344,700			
104		296,900	345,100			
105		297,100	345,600			
106		297,400	346,000			
107		297,800	346,400			

	108		298,100	346,800					
	109		298,300	347,300					
	110		298,700	347,700					
	111		299,100	348,000					
	112		299,400	348,300					
	113		299,500	348,800					
	114		299,800						
	115		300,100						
	116		300,500						
	117		300,700						
	118		300,900						
	119		301,200						
	120		301,500						
	121		301,900						
	122		302,100						
	123		302,400						
	124		302,700						
	125		303,000						
再任用 職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

ただし、第26条に規定する職員を除く。

別表第2 (第5条関係)

消 防 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額							
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200
	2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400
	3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	349,600	384,500
	4	168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	351,800	386,600
	5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	353,900	388,500
	6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500
	7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300
	8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100
	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	362,300	395,900
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,500	397,900
	11	180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	366,600	399,900
	12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000
	13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700
	14	186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800
	15	188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,300	407,800
	16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	377,400	409,900
	17	192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600
	18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300
	19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000
	20	199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600
	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	386,900	418,300
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	389,000	419,900
	23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	391,100	421,300
	24	207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	393,100	422,800
	25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	394,800	424,100
	26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	396,800	425,500
	27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	398,900	427,000
	28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	401,000	428,600
	29	216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	402,500	429,900
	30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	404,300	431,600
	31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	406,000	433,300
32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900	

33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300
34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000
35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	412,500	439,700
36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	414,000	441,300
37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	415,300	442,700
38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	416,800	443,400
39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	418,300	444,100
40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	419,800	444,800
41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	421,300	445,200
42	238,700	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100	422,600	445,800
43	240,000	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100	423,900	446,500
44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	425,100	447,100
45	242,500	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300	426,100	447,900
46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500	426,800	448,600
47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600	427,600	449,100
48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800	428,400	449,600
49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100	428,900	450,100
50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	406,900	429,300	450,400
51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700	429,700	450,700
52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	408,400	430,000	451,100
53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900	430,300	451,500
54	252,000	265,200	286,600	334,300	392,800	409,600	430,700	451,700
55	253,000	266,600	288,300	336,100	393,900	410,300	431,000	452,000
56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900	431,300	452,200
57	255,300	268,900	291,700	339,100	396,400	411,600	431,600	452,600
58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000	431,900	452,800
59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600	432,200	453,000
60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200	432,500	453,200
61	259,200	275,200	298,500	345,600	399,200	413,600	432,800	453,600
62	260,300	276,800	300,300	347,300	399,900	414,200	433,100	
63	261,400	278,400	302,100	349,000	400,600	414,700	433,400	
64	262,400	280,000	303,800	350,700	401,300	415,200	433,700	
65	263,500	281,500	305,300	352,300	401,600	415,700	434,000	
66	264,700	282,900	307,000	353,900	402,300	416,300	434,300	
67	266,000	284,400	308,600	355,500	403,000	416,700	434,600	
68	267,300	285,900	310,300	357,100	403,600	417,200	434,900	
69	268,500	287,500	311,900	358,300	404,000	417,600	435,100	

70	269,900	289,000	313,300	359,700	404,500	417,900	435,400
71	271,300	290,600	314,800	361,000	405,100	418,200	435,700
72	272,700	292,200	316,300	362,400	405,600	418,500	436,000
73	274,000	293,500	317,300	363,600	406,100	418,800	436,200
74	275,400	294,900	318,900	364,800	406,500	419,100	436,500
75	276,800	296,400	320,400	366,100	407,000	419,400	436,800
76	278,100	297,900	322,100	367,400	407,500	419,700	437,100
77	279,300	299,000	323,900	368,700	408,000	419,900	437,300
78	280,500	300,500	325,600	369,900	408,500	420,200	437,600
79	281,700	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500	437,900
80	282,800	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800	438,200
81	284,100	304,900	330,500	373,500	410,000	421,000	438,400
82	285,300	306,300	332,200	374,700	410,600	421,300	438,700
83	286,600	307,600	333,800	375,800	411,100	421,600	439,000
84	287,900	309,000	335,500	377,000	411,300	421,800	439,300
85	289,100	310,200	336,900	378,100	411,600	422,000	439,500
86	290,300	311,700	338,400	378,700	412,100	422,300	
87	291,500	313,000	339,900	379,200	412,400	422,600	
88	292,700	314,500	341,400	379,800	412,700	422,800	
89	293,800	316,000	342,700	380,400	413,000	423,000	
90	295,000	317,500	343,900	381,000	413,400	423,300	
91	296,100	318,900	345,200	381,600	413,800	423,600	
92	297,300	320,400	346,500	382,200	414,200	423,800	
93	298,100	321,700	347,900	382,500	414,500	424,000	
94	299,400	323,000	349,400	383,000			
95	300,500	324,400	350,900	383,600			
96	301,800	325,700	352,400	384,100			
97	302,900	326,900	353,700	384,500			
98	304,100	328,200	354,900	384,900			
99	305,300	329,500	356,000	385,500			
100	306,500	330,800	357,200	386,000			
101	307,700	332,200	358,300	386,400			
102	308,700	333,100	359,400	386,900			
103	309,800	334,200	360,500	387,500			
104	310,800	335,400	361,700	388,000			
105	311,600	336,500	362,900	388,300			
106	312,200	337,600	363,400	388,700			
107	312,800	338,600	364,000	389,200			

108	313,500	339,700	364,600	389,500
109	314,000	340,900	365,200	389,800
110	314,500	341,900	365,700	390,300
111	315,000	342,900	366,200	390,800
112	315,600	343,800	366,700	391,300
113	316,400	344,700	367,100	391,600
114	317,100	345,600	367,500	392,100
115	317,800	346,600	368,100	392,600
116	318,500	347,600	368,600	393,100
117	319,100	348,600	369,000	393,400
118	319,900	349,100	369,500	393,900
119	320,600	349,700	370,100	394,400
120	321,400	350,300	370,600	394,900
121	322,000	350,600	370,700	395,300
122	322,300	351,000	371,300	395,800
123	322,800	351,500	371,800	396,200
124	323,300	351,900	372,200	396,700
125	323,600	352,300	372,700	397,100
126		352,700	373,200	
127		353,200	373,700	
128		353,600	374,200	
129		354,000	374,500	
130		354,400	375,000	
131		354,800	375,500	
132		355,200	376,000	
133		355,400	376,300	
134		355,900	376,800	
135		356,300	377,200	
136		356,600	377,600	
137		356,900	377,900	
138		357,300	378,400	
139		357,800	378,900	
140		358,300	379,400	
141		358,600	379,700	
142		359,100		
143		359,600		
144		360,100		

	145		360,400						
再任用 職員		240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	318,000	341,600	376,700

備考 この表は、消防吏員に適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項第1号中「100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000

第8条第2項中「100分の155」を「、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の160」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の160」を「100分の157.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第24条第2項の規定及び改正後の任期付条例第8条第2項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

民間給与との較差の解消を図るための人事院の給与改定の勧告を考慮し、職員の給料月額などの改定を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第27号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成28年2月26日

廿日市市長 眞野勝弘

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「職員」の次に「（以下この条において「管理職員」という。）」を加え、同条第2項中「第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員」を「管理職員」に、「臨時」を「臨時」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

職員の給与に関する条例に準じて、企業職員の管理職員特別勤務手当の支給要件の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第28号

廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成28年2月26日

廿日市市長 眞野勝弘

廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例

廿日市市職員定数条例（昭和62年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、職員を兼職させ、又は任命権者の協議により併任させた場合におけるその兼職又は併任の職員は、当該定数の外に置くことができる。

第2条の表を次のように改める。

区 分	定 数
1 市長の事務部局の職員 (社会福祉法（昭和26年法律第45号） 第16条に規定する所員を含む。)	784人
2 議会の事務部局の職員	9人
3 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員	81人
4 選挙管理委員会の事務部局の職員	3人
5 監査委員の事務部局の職員	4人
6 農業委員会の事務部局の職員	3人
7 消防機関の職員	179人
8 水道事業の職員	26人
合計	1,089人

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項各号に掲げる職員が復職し、又は復帰した場合において、前条に定める定数を超えることとなるときは、その超えることとなる職員については、1年を超えない期間に限り、当該定数の外に置くことができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

事務事業及び執行体制の見直し等により、条例で定める職員の定数を改めるとともに、当該定数に含まれる職員の範囲について見直しを行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 29 号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 28 年 2 月 26 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項第4号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に、「耕作者」を「農業者」に、「関係人」を「関係者」に改める。

第3条第4項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

別表第1中

「

介護認定審査会委員	1回につき	14,000円
障害支援区分認定審査会委員	1回につき	14,000円

を

「

介護認定審査会	合議体の長（あらかじめ指名する委員がその職務を代理する場合を含む。）	1回につき	16,000円
	委員	1回につき	14,000円
障害支援区分認定	合議体の長（あらかじめ指名す	1回につき	16,000円

に改める。

審査会	る委員がその職務を代理する場合を含む。)		
	委員	1回につき	14,000円

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の特別職給与等条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて平成27年12月に市議会議員、市長、副市長及び教育長に支給された期末手当は、改正後の特別職給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(提案理由)

一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定に準じて、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するとともに、介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会の合議体の長が担う職責に鑑み、当該審査会の合議体の長について報酬等の額を定めるなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第30号

廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成28年2月26日

廿日市市長 眞野 勝 弘

廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成22年条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成28年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正され、同法の有効期限が平成32年度末まで延長されたことに伴い、固定資産税の課税免除の期限を延長するため、この条例案を提出するものである。

議案第 31 号

廿日市市総合計画の策定手続に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 28 年 2 月 26 日

廿日市市長 眞野 勝 弘

廿日市市総合計画の策定手続に関する条例の一部を改正する
条例

廿日市市総合計画の策定手続に関する条例（平成26年条例第21号）
の一部を次のように改正する。

第4条中「基本構想」の次に「及び基本計画（施策方針に限る。）」を
加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

総合計画の策定に関し、新たに基本計画（施策方針に限る。）の策定又は変更（軽微な変更を除く。）を議会の議決すべき事件に加えるため、この条例案を提出するものである。

議案第 32 号

廿日市市特別会計条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 28 年 2 月 26 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市特別会計条例の一部を改正する条例

廿日市市特別会計条例（昭和63年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

第2条中「第9号」を「第8号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 包ヶ浦観光事業特別会計の平成27年度の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

(提案理由)

包ヶ浦観光事業について、自然公園としての利用を主体とした施設運営や環境整備に取り組むことに伴い、包ヶ浦観光事業特別会計を廃止するため、この条例案を提出するものである。

議案第 33 号

廿日市市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 28 年 2 月 26 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例

廿日市市簡易水道事業設置条例（平成15年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表吉和簡易水道の項中「710人」を「610人」に、「630立方メートル」を「620立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

簡易水道事業計画の見直しにより、吉和簡易水道の給水人口及び1日最大給水量を変更するため、この条例案を提出するものである。

議案第34号

廿日市市保育園条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成28年2月26日

廿日市市長 眞野勝弘

廿日市市保育園条例の一部を改正する条例

廿日市市保育園条例（昭和63年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「浅原保育園」及び「廿日市市浅原3088番地2」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

浅原保育園の廃止に伴い、保育園の名称及び位置に係る規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 35 号

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 28 年 2 月 26 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第4節 運営に関する基準（第50条—第59条） を
第4章 認知症対応型通所介護 」

「第4節 運営に関する基準（第50条—第59条）

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針（第59条の2）

第2節 人員に関する基準（第59条の3・第59条の4）

第3節 設備に関する基準（第59条の5）

第4節 運営に関する基準（第59条の6—第59条の20）

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）

第2款 人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）

第3款 設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）

第4款 運営に関する基準（第59条の27—第59条の38）

第4章 認知症対応型通所介護 」

に改め、「第67条」を「第69条」に改める。

第6条第4項中「指定居宅サービス等基準第5条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第6条第1項」に、「指定居宅サービス等基準第60条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第49条第1項」に改め、同条第5項第1号中「指定居宅サービス等基準第121条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第120条第1項」に改め、同項第2号中「指定居宅サービス等基準第142条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例

第153条第1項」に改め、同項第3号中「指定居宅サービス等基準第174条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第175条第1項」に改める。

第14条中「及び第67条」を「、第59条の6、第59条の28及び第59条の29」に、「及び福祉サービス」を「又は福祉サービス」に改める。

第30条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第54条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

第59条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間

数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数。

- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護及び当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

- (4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位

ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（第2項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければな

らない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第59条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第1項第3号に規定す

る第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第59条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第59条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型

通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に市長が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第59条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮し

て行うものとする。

- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第59条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなけ

ればならない。

- 5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第59条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第59条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事

業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業者の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第59条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第59条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第59条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会

(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第59条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、第59条の5第4項の指定地域密

着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第59条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第59条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第59条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第59条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限

る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第59条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第59条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供

の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

- 第59条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。
- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
 - 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準条例第99条第3項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
 - 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
 - 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
 - 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

- 第59条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。
- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
 - 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の

対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第59条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第59条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 療養通所介護計画
- (2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録
- (3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 次条において準用する第28条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知

見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

第60条中「（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）」を削る。

第65条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第67条及び第68条を次のように改める。

第67条及び第68条 削除

第69条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共同型指定認知症対応型通所介護事業者という。以下同じ。）」を加える。

第72条を次のように改める。

第72条 削除

第73条第4号中「第75条において同じ。」を削る。

第74条から第78条までを次のように改める。

第74条から第78条まで 削除

第78条の2を削る。

第79条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第59条の18第2項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(6) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第80条中「及び第53条」を「、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18まで」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中」を「同項及び第34条中」に、「読み替えるものとする」を「、第59条の11第2項中「この節」とあるの

は「第4章第3節」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする」に改める。

第87条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第105条を次のように改める。

第105条 削除

第107条第2項第8号中「第105条第2項」を「次条において準用する第59条の17第2項」に改める。

第108条中「第72条、第74条及び第77条」を「第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中」を「同項及び第34条中」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」を「第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」に、「読み替えるものとする」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする」に改める。

第127条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第128条中「第72条、第77条」を「第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで」に、「、第104条及び第105条第1項から第4項まで」を「及び第104条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に改め、「第6章第4節」との次に「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する

者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と」を加え、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第129条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第148条第2項第8号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第149条中「第72条、第76条、第77条、第99条及び第105条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護」に、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「6月」とあるのは「2月」に改める。

第150条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第151条第3項中「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条」を「介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年広島県条例第9号）第32条」に改め、同条第12項中「。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。」を削り、同条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第176条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第177条中「第72条、第76条及び第105条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護」を「第59条の17第

1項中「地域密着型通所介護」に、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「6月」とあるのは「2月」に改める。

第189条中「第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護」に、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「6月」とあるのは「2月」に改める。

第190条中「指定居宅サービス等基準第59条」を「指定居宅サービス等基準条例第48条」に改める。

第201条第2項第10号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第202条中「第72条、第74条、第77条」を「第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17」に、「及び第100条から第106条まで」を「、第100条から第104条まで及び第106条」に、「とあり、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、「」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成28年3月31日までに厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、第86条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正され、地域密着型通所介護が創設されることに伴い、その事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第 36 号

廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 28 年 2 月 26 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に、「同条第7項」を「第44条第7項」に改める。

第39条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第39条に次の1項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対

して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条第2項に次の1号を加える。

- (6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
第62条を次のように改める。

第62条 削除

第64条第2項第8号中「第62条第2項」を「次条において準用する第39条第2項」に改める。

第65条中「及び第38条」を「から第39条まで」に改め、「読み替える」を「、第39条第1項中「介護予防認知証対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第85条第2項第7号中「第62条第2項」を「第39条第2項」に改める。

第86条中「第38条」の次に「、第39条」を加え、「、第61条及び第62条」を「及び第61条」に改め、「第32条中「介護予防認知証対応型通所介護従事者」とあるのは「介護従業者」と」の次に「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは、「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成28年3月31日までに厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、第48条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 37 号

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 28 年 2 月 26 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険税条例（昭和35年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の5.7」を「100分の6.1」に改める。

第5条中「2万6,400円」を「2万8,600円」に改める。

第5条の2第1号中「2万2,400円」を「2万3,300円」に改め、同条第2号中「1万1,200円」を「1万1,650円」に改め、同条第3号中「1万6,800円」を「1万7,475円」に改める。

第5条の3中「100分の1.6」を「100分の1.9」に改める。

第5条の5中「7,500円」を「8,300円」に改める。

第5条の6第1号中「6,500円」を「6,400円」に改め、同条第2号中「3,250円」を「3,200円」に改め、同条第3号中「4,875円」を「4,800円」に改める。

第6条中「100分の1.4」を「100分の1.8」に改める。

第7条の2中「9,500円」を「9,400円」に改める。

第7条の3中「5,000円」を「5,300円」に改める。

第19条第1号ア中「1万8,480円」を「2万200円」に改め、同号イ(ア)中「1万5,680円」を「1万6,310円」に改め、同号イ(イ)中「7,840円」を「8,155円」に改め、同号イ(ウ)中「1万1,760円」を「1万2,233円」に改め、同号ウ中「5,250円」を「5,810円」に改め、同号エ(ア)中「4,550円」を「4,480円」に改め、同号エ(イ)中「2,275円」を「2,240円」に改め、同号エ(ウ)中「3,413円」を「3,360円」に改め、同号オ中「6,650円」を「6,580円」に改め、同号カ中「3,500円」を「3,710円」に改め、同条第2号ア中「1万3,200円」を「1万4,300円」に改め、同号イ(ア)中「1万1,200円」を「1万1,650円」に改め、同号イ(イ)中「5,600円」を「5,825円」に改め、同号イ(ウ)中「8,400円」を「8,738円」に改め、同号ウ中「3,

750円」を「4,150円」に改め、同号エ(ア)中「3,250円」を「3,200円」に改め、同号エ(イ)中「1,625円」を「1,600円」に改め、同号エ(ウ)中「2,438円」を「2,400円」に改め、同号オ中「4,750円」を「4,700円」に改め、同号カ中「2,500円」を「2,650円」に改め、同条第3号ア中「5,280円」を「5,720円」に改め、同号イ(ア)中「4,480円」を「4,660円」に改め、同号イ(イ)中「2,240円」を「2,330円」に改め、同号イ(ウ)中「3,360円」を「3,495円」に改め、同号ウ中「1,500円」を「1,660円」に改め、同号エ(ア)中「1,300円」を「1,280円」に改め、同号エ(イ)中「650円」を「640円」に改め、同号エ(ウ)中「975円」を「960円」に改め、同号オ中「1,900円」を「1,880円」に改め、同号カ中「1,000円」を「1,060円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の廿日市市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険財政における国民健康保険税の負担割合の適正化を図る目的で、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の税率並びに減額に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第38号

廿日市市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成28年2月26日

廿日市市長 眞野 勝 弘

廿日市市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例

廿日市市乳幼児医療費支給条例（昭和48年条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

廿日市市乳幼児等医療費支給条例

第1条中「乳幼児」を「乳幼児等」に改める。

第2条第3項を次のように改める。

- 3 この条例において「乳幼児等」とは、出生の日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。

第2条第4項から第9項までを削り、同条第10項中「乳幼児」を「乳幼児等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第11項中「乳幼児」を「乳幼児等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第12項中「乳幼児」を「乳幼児等」に改め、同項を同条第6項とする。

第3条第1項及び第2項中「乳幼児」を「乳幼児等」に改め、同条第3項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる乳幼児を養育している者の所得」を「乳幼児等が出生した日又はそれぞれ1歳から15歳に達する日の属する年において、乳幼児等を養育している者の前年の所得（1月1日から6月1日までの間に出生した場合にあつては、前々年の所得）」に改め、同項ただし書中「乳幼児」を「乳幼児等」に改め、同項各号を削る。

第4条第1項中「乳幼児医療費」を「乳幼児等医療費」に改め、同条第2項中「乳幼児医療費受給者証」を「乳幼児等医療費受給者証」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「乳幼児医療費」を「乳幼児等医療費」に、「乳幼児の」を「乳幼児等の」に改め、「場合」の次に「（乳幼児等のうち満9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者については、入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療に関する給付が行われた場合に限る。）」を加える。

第9条を第10条とする。

第8条中「乳幼児医療費」を「乳幼児等医療費」に改め、同条を第9条とする。

第7条の見出し中「乳幼児医療費」を「乳幼児等医療費」に改め、同条第1項中「乳幼児医療費支給額」を「乳幼児等医療費支給額」に、「乳幼児医療費の」を「乳幼児等医療費の」に改め、同条第2項中「乳幼児医療費」を「乳幼児等医療費」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「乳幼児医療費」を「乳幼児等医療費」に改め、同条第2項中「健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護を行う事業所（以下「保険医療機関等」という。）で医療」を「保険医療機関等による医療又は訪問指定看護」に、「乳幼児医療費」を「乳幼児等医療費」に改め、同条第3項中「乳幼児医療費」を「乳幼児等医療費」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（一部負担金）

- 第6条 受給者は、乳幼児等のうち、乳幼児以外の者が健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護を行う事業所（以下「保険医療機関等」という。）による医療又は指定訪問看護を受けたときは、保険医療機関等（同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関とみなす。以下同じ。）ごとに1日につき500円（国民健康保険法若しくは社会保険各法の規定による一部負担金又は国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る本人負担額が500円に満たない場合は当該満たない額。第3項において同じ。）を、一部負担金として支払うものとする。ただし、受給者が保険医療機関等で医療を担当する医師又は歯科医師から交付された処方箋により保険薬局で薬剤の支給を受けたときは、一部負担金を支払うことを要しない。
- 2 受給者は、同一の月に同一の保険医療機関等で前項の一部負担金の支払を、次の各号の区分に従い、当該各号に規定する回数行つたときは、同項の規定にかかわらず、同項の一部負担金は、その月のその後の期間

内に当該保険医療機関等で医療を受ける際、支払うことを要しない。

- (1) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療を受けた場合 14回
- (2) 前号に掲げる医療以外の医療又は指定訪問看護を受けた場合 4回

- 3 受給者は、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師による施術を受けたときは、施術所ごとに1日につき500円を、一部負担金として支払うものとする。ただし、同一の月に同一の施術所で一部負担金の支払を4回行つたときは、その月のその後の期間内に当該施術所で施術を受ける際、一部負担金を支払うことを要しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係るこの条例による改正前の廿日市市乳幼児医療費支給条例の規定による医療費の支給については、なお従前の例による。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正)

- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「廿日市市乳幼児医療費支給条例」を「廿日市市乳幼児等医療費支給条例」に改める。

別表第2の1の項中「廿日市市乳幼児医療費支給条例」を「廿日市市乳幼児等医療費支給条例」に改める。

(提案理由)

少子高齢化が進展する中、子どもが医療を受けやすい環境整備を進めることで、本市における子育て支援の充実を図り、もって働き盛りの若い世代の定住を促進することを目的として、乳幼児医療費の支給対象者を拡大するとともに一部負担金について定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 39 号

廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 28 年 2 月 26 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成24年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号を次のように改める。

(4) 独立行政法人労働者健康安全機構

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律において独立行政法人労働者健康福祉機構法の一部が改正され、独立行政法人労働者健康福祉機構及び独立行政法人労働安全衛生総合研究所の統合により法人の名称が独立行政法人労働者健康安全機構に改称されることに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第40号

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成28年2月26日

廿日市市長 眞野勝弘

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第5号中

<p>長期優良住宅建築等計画（計画の変更を含む。）の認定</p>	<p>ア 耐震性の基準に係る審査手数料の額に耐震性以外の基準に係る審査手数料の額を加えた額</p> <p>イ 長期優良住宅建築等計画（計画の変更を含む。）が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、アの額に、建築基準関係規定に係る審査の手数</p>	<p>ア 1申請をもって1件とする。</p> <p>イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第9条の規定による譲受人を決定したことのみによる計画の変更の場合には、手数料を徴収しない。</p>
----------------------------------	--	--

		料の額を加えた額	
耐震性の基準に係る 審査	申請建築物の種類		
	戸建て住宅	1件	1万7,000円
	共同住宅等		
	併用住宅 (住戸数が1のものに限る。)	1件	1万7,000円
	500平方メートル以内	1件	4万円
	500平方メートル超 1,000平方メートル以内	1件	6万5,000円
	1,000平方メートル超 3,000平方メートル以内	1件	13万7,000円
3,000平方メートル超 5,000平方メートル以内	1件	25万5,000円	
			<p>ア 共同住宅等に係る手数料の額は、併用住宅（住戸数が1のものに限る。）を除き、1棟の延べ面積に応じた区分により算定する。</p> <p>イ 1棟の建築物がエキスパンションジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法のみで接する複数の部分を有する場合にあっては、手数料の額は、住戸を有する部分ごとに床面積の合計面積に応じた区分により算定する。</p> <p>ウ 長期優良住宅建築等計画（計画の変更を含む。）の認定を受けた住戸を有する棟に係る審査については、手数料を徴収しない。</p> <p>エ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額と</p>

	5,000 平方メートル超	1 件	50 万 6,000 円	<p>する。この場合において、戸建て住宅及び併用住宅（住戸数が1のものに限る。）以外の共同住宅等の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。</p>
	10,000 平方メートル以内	1 件	94 万円	
	20,000 平方メートル超	1 件	140 万 1,000 円	
	30,000 平方メートル以内	1 件	172 万 6,000 円	
<p>耐震性以外の基準に係る審査</p> <p>申請建築物の種類</p>	戸建て住宅	1 件	3 万 2,000 円	<p>ア 共同住宅等に係る手数料の額は、申請住戸数により算定する。</p> <p>イ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。</p>
	共同住宅等			
	10 戸以下	1 件	3 万 2,000 円に申請住戸数から1減じた数に1万円を乗じて得た額を加えた額	
	11 戸以上	1 件	12 万 2,000 円に	

	100 戸以下		申請住戸数から 10 を減じた額に 5,700 円を乗じて 得た額を加えた 額	
	101 戸以上 200 戸以下	1 件	64 万円に申請住 戸数から 100 を 減じた数に 5,400 円を乗じて得た 額を加えた額	
	201 戸以上 300 戸以下	1 件	118 万 1,000 円に 申請住戸数から 200 を減じた数に 4,500 円を乗じて 得た額を加えた 額	
	301 戸以上	1 件	163 万 1,000 円に 申請住戸数から 300 を減じた数に 3,500 円を乗じて 得た額を加えた 額 (198 万 8,000 円を上限とす る。)	
適合審査を受けた場 合の審査				ア 適合審査とは、長期 優良住宅の普及の促進 に関する法律第 6 条第 1 項各号 (第 3 号を除
申請建築物の種類				
	戸建て住宅	1 件	6,600 円	

共同住宅等		
10 戸以下	1 件	6,600 円に申請住戸数から 1 を減じた数に 1,800 円を乗じて得た額を加えた額
11 戸以上 100 戸以下	1 件	2 万 3,000 円に申請住戸数から 10 を減じた数に 900 円を乗じて得た額を加えた額
101 戸以上 200 戸以下	1 件	10 万 9,000 円に申請住戸数から 100 を減じた数に 700 円を乗じて得た額を加えた額
201 戸以上 300 戸以下	1 件	18 万円に申請住戸数から 200 を減じた数に 400 円を乗じて得た額を加えた額
301 戸以上	1 件	22 万 3,000 円に申請住戸数から 300 を減じた数に 100 円を乗じて得た額を加えた額 (23 万 8,000 円を上限とする。)

く。)の基準に適合していることについて、登録住宅性能評価機関(住宅の品質の確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 5 条第 1 項に規定する機関をいう。以下同じ。)が行う審査をいう。

イ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合の手数料の額は、2 分の 1 の額とする。

住宅性能評価書の交付を受けた場合の審査	申請建築物の種類			<p>ア 住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。</p> <p>イ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。</p>	
	戸建て住宅	1件	1万6,500円		
	共同住宅等				
	10戸以下	1件	1万6,500円に申請住戸数から1を減じた数に9,000円を乗じて得た額を加えた額		
	11戸以上 100戸以下	1件	9万8,300円に申請住戸数から10を減じた数に4,300円を乗じて得た額を加えた額		
	101戸以上 200戸以下	1件	48万8,000円に申請住戸数から100を減じた数に4,000円を乗じて得た額を加えた額		
201戸以上 300戸以下	1件	88万9,000円に申請住戸数から200を減じた数に3,200円を乗じて			

			得た額を加えた額
	301戸以上	1件	121万2,000円に申請住戸数から300を減じた数に2,500円を乗じて得た額を加えた額(146万6,000円を上限とする。)
	建築基準関係規定に係る審査	1件	この表の建築物に関する確認又は計画通知に掲げる手数料の額

を

長期優良住宅建築等計画(計画の変更を含む。以下同じ。)の認定	<p>ア 耐震性の基準に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める手数料の額に耐震性以外の基準に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める手数料の額を加えた額</p> <p>イ 長期優良住</p>	<p>ア 1申請をもって1件とする。</p> <p>イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条の規定による譲受人を決定したことのみによる計画の変更の場合には、手数料を徴収しない。</p>
--------------------------------	--	---

宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第2項の規定により審査を申し出る場合の手数料の額は、長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料の額に、建築物に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を、建築設備に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築設

耐震性の基準に係る 審査	備に関する確 認又は計画通 知の項に定め る手数料の額 を加えた額	<p>ア 共同住宅等に係る手 数料の額は、併用住宅 （住戸数が1のものに 限る。）を除き、1棟 の延べ面積に応じた区 分により算定する。</p> <p>イ 1棟の建築物がエキ спанションジョイン トその他相互に応力を 伝えない構造方法のみ で接する複数の部分を 有する場合にあっては、 手数料の額は、住戸を 有する部分ごとに床面 積の合計面積に応じた 区分により算定する。</p> <p>ウ 長期優良住宅建築等 計画の認定を受けた住 戸を有する棟に係る審 査については、手数料 を徴収しない。</p> <p>エ 認定を受けた長期優 良住宅建築等計画を変 更する場合の手数料の</p>

			額は、2分の1の額とする。この場合において、戸建て住宅及び併用住宅（住戸数が1のものに限る。）以外の共同住宅等の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。
戸建て住宅	1件	1万7,000円	住宅を増築し、又は改築しようとする場合（以下「増改築をする場合」という。）は、2万6,000円
共同住宅等			
併用住宅（住戸数が1のものに限る。）	1件	1万7,000円	増改築をする場合は、2万6,000円
500平方メートル以内	1件	4万円	増改築をする場合は、6万円
500平方メートル超1,000平方メートル以内	1件	6万5,000円	増改築をする場合は、9万6,000円
1,000平方メートル超3,000平方メ	1件	13万7,000円	増改築をする場合は、20万2,000円

メートル以内			
3,000 平方メートル超 5,000 平方メートル以内	1 件	25 万 5,000 円	増改築をする場合は、37 万 7,000 円
5,000 平方メートル超 10,000 平方メートル以内	1 件	50 万 6,000 円	増改築をする場合は、74 万 8,000 円
10,000 平方メートル超 20,000 平方メートル以内	1 件	94 万円	増改築をする場合は、139 万円
20,000 平方メートル超 30,000 平方メートル以内	1 件	140 万 1,000 円	増改築をする場合は、207 万 1,000 円
30,000 平方メートル超	1 件	172 万 6,000 円	増改築をする場合は、255 万 1,000 円
耐震性以外の基準に係る審査			ア 共同住宅等に係る手数料の額は、申請住戸数により算定する。 イ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。
戸建て住宅	1 件	3 万 2,000 円	増改築をする場合は、4

			万 7,000 円
共同住宅等			
10 戸以下	1 件	3 万 2,000 円に申請住戸数から 1 を減じた数に 1 万円を乗じて得た額を加えた額	増改築をする場合は、4 万 7,000 円に申請住戸数から 1 を減じた数に 1 万 4,000 円を乗じて得た額を加えた額
11 戸以上 100 戸以下	1 件	12 万 2,000 円に申請住戸数から 10 を減じた額に 5,700 円を乗じて得た額を加えた額	増改築をする場合は、18 万 1,000 円に申請住戸数から 10 を減じた額に 8,500 円を乗じて得た額を加えた額
101 戸以上 200 戸以下	1 件	64 万円に申請住戸数から 100 を減じた数に 5,400 円を乗じて得た額を加えた額	増改築をする場合は、94 万 7,000 円に申請住戸数から 100 を減じた数に 8,000 円を乗じて得た額を加えた額
201 戸以上 300 戸以下	1 件	118 万 1,000 円に申請住戸数から 200 を減じた数に 4,500 円を乗じて得た額を加えた額	増改築をする場合は、174 万 8,000 円に申請住戸数から 200 を減じた数に 6,600 円を乗じて得た額を加えた額
301 戸以上	1 件	163 万 1,000 円に申請住戸数から 300 を減じた数に	増改築をする場合は、241 万 3,000 円に申請住戸数から 300 を減じた数に

		3,500円を乗じて 得た額を加えた 額(198万8,000 円を上限とす る。)	5,200円を乗じて得た額 を加えた額(294万2,000 円を上限とする。)
適合審査を受けた場 合の審査			<p>ア 適合審査とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合していることについて、登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する機関をいう。以下同じ。)が行う審査をいう。</p> <p>イ 共同住宅等に係る手数料の額は、申請住戸数により算定する。</p> <p>ウ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。</p>
戸建て住宅	1件	6,600円	増改築をする場合は、 9,800円

共同住宅等			
10 戸以下	1 件	6,600 円に申請住戸数から 1 を減じた数に 1,800 円を乗じて得た額を加えた額	増改築をする場合は、9,800 円に申請住戸数から 1 を減じた数に 2,800 円を乗じて得た額を加えた額
11 戸以上 100 戸以下	1 件	2 万 3,000 円に申請住戸数から 10 を減じた数に 900 円を乗じて得た額を加えた額	増改築をする場合は、3 万 5,000 円に申請住戸数から 10 を減じた数に 1,400 円を乗じて得た額を加えた額
101 戸以上 200 戸以下	1 件	10 万 9,000 円に申請住戸数から 100 を減じた数に 700 円を乗じて得た額を加えた額	増改築をする場合は、16 万 2,000 円に申請住戸数から 100 を減じた数に 1,000 円を乗じて得た額を加えた額
201 戸以上 300 戸以下	1 件	18 万円に申請住戸数から 200 を減じた数に 400 円を乗じて得た額を加えた額	増改築をする場合は、26 万 7,000 円に申請住戸数から 200 を減じた数に 600 円を乗じて得た額を加えた額
301 戸以上	1 件	22 万 3,000 円に申請住戸数から 300 を減じた数に 100 円を乗じて得た額を加えた額 (23 万 8,000 円を上限とする。)	増改築をする場合は、32 万 9,000 円に申請住戸数から 300 を減じた数に 200 円を乗じて得た額を加えた額 (35 万 1,000 円を上限とする。)

住宅性能評価書の交付を受けた場合の審査				<p>ア 住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。</p> <p>イ 共同住宅等に係る手数料の額は、申請住戸数により算定する。</p> <p>ウ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。</p>
	戸建て住宅	1件	1万6,500円	
	共同住宅等			
	10戸以下	1件	1万6,500円に申請住戸数から1を減じた数に9,000円を乗じて得た額を加えた額	
	11戸以上 100戸以下	1件	9万8,300円に申請住戸数から10を減じた数に4,300円を乗じて得た額を加えた額	
	101戸以上 200戸以下	1件	48万8,000円に申請住戸数から100を減じた数に4,000円を乗じて得た額を加えた額	
201戸以上 300戸以下	1件	88万9,000円に申請住戸数から200を減じた数に3,200円を乗じて		

			得た額を加えた額
	301 戸以上	1 件	121 万 2,000 円に申請住戸数から 300 を減じた数に 2,500 円を乗じて得た額を加えた額 (146 万 6,000 円を上限とする。)

に改め、同号に次のように加える。

建築物エネルギー消費性能向上計画（計画の変更を含む。以下同じ。）の認定	ア	戸建て住宅又は共同住宅	ア	1 申請をもって 1 件とする。
		等若しくは複合建築物（住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）及び非住宅部分（同項に規定	イ	誘導基準適合図書とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを証する図書をいう。
			ウ	モデル建築物誘導基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）第 8 条第 1 号イ(2)及

する非住宅部分をいう。以下同じ。)を有する建築物をいう。以下同じ。)の住戸について認定を受けようとする場合の手数料の額は、住戸に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額

イ 共同住宅等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額

ウ 住宅部分を有しない建築物の全体又は複合建築物の

び同号ロ(2)の基準(複合建築物が基準省令第8条第3号ロ(1)から(3)までに適合する場合にあつては、基準省令第8条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準又は基準省令第1条第1項第1号ロ及び第8条第1号イ(2)の基準)をいう。

非住宅部分について認定を受けようとする場合の手数料の額は、非住宅に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額

エ 複合建築物の住戸及び非住宅部分について認定を受けようとする場合の手数料の額は、住戸に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額に非住宅に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額

オ 複合建築物の全体について認定を受けようとする場

合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額に非住宅に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額

カ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定により審査を申し出る場合の手数料の額は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料の額に、建築物に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場

			合は建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を、建築設備に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築設備に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を加えた額
住戸に係る審査			<p>ア 共同住宅等に係る手数料の額は、申請住戸数により算定する。</p> <p>イ 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。</p>
戸建て住宅	1件	3万7,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は、5,100円
共同住宅等			共同住宅等の全体又は複合建築物の全体と併せて

			認定を受けようとする場合は、免除とする。
1戸	1件	3万7,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は、5,100円
2戸以上4戸以下	1件	3万7,000円に申請住戸数から1を減じた数に1万2,000円を乗じて得た額を加えた額	誘導基準適合図書を提出する場合は、5,100円に申請住戸数から1を減じた数に1,600円を乗じて得た額を加えた額
5戸以上15戸以下	1件	7万5,000円に申請住戸数から4を減じた数に4,500円を乗じて得た額を加えた額	誘導基準適合図書を提出する場合は、1万円に申請住戸数から4を減じた数に1,000円を乗じて得た額を加えた額
16戸以上45戸以下	1件	12万5,000円に申請住戸数から15を減じた数に2,900円を乗じて得た額を加えた額	誘導基準適合図書を提出する場合は、2万1,000円に申請住戸数から15を減じた数に900円を乗じて得た額を加えた額
46戸以上	1件	21万4,000円に申請住戸数から45を減じた数に1,600円を乗じて得た額を加えた額(30万6,000円)	誘導基準適合図書を提出する場合は、4万9,000円に申請住戸数から45を減じた数に600円を乗じて得た額を加えた額(8万7,000円を上限とす

			円を上限とする。)	る。)
共同住宅等に係る審査				<p>ア 手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。</p> <p>イ 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。</p>
300 平方メートル未満	1 件	7 万 5,000 円	誘導基準適合図書を提出する場合は、1 万円	
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	1 件	12 万 5,000 円	誘導基準適合図書を提出する場合は、2 万 1,000 円	
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	1 件	21 万 3,000 円	誘導基準適合図書を提出する場合は、4 万 8,000 円	
5,000 平方メートル以上	1 件	30 万 6,000 円	誘導基準適合図書を提出する場合は、8 万 7,000 円	
非住宅に係る審査				ア 手数料の額は、申請部分の床面積の合計面

			積に応じた区分により算定する。 イ 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。
300平方メートル未満	1件	24万8,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は1万円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は9万4,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	40万1,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は2万9,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は15万9,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	57万3,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は8万7,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は25万7,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	70万5,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は13万8,000円、モデル建築物誘導基準に

	メートル未満			適合している場合は 33 万 6,000 円
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満	1 件	83 万 4,000 円	誘導基準適合図書を提出する場合は 17 万 5,000 円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は 40 万 4,000 円
	25,000 平方メートル以上	1 件	95 万 1,000 円	誘導基準適合図書を提出する場合は 21 万 9,000 円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は 47 万 4,000 円
建築物のエネルギー消費性能の認定			<p>ア 戸建て住宅 又は共同住宅 等の全体について認定を受けようとする 場合の手数料の額は、戸建て住宅又は共同住宅等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</p> <p>イ 住宅部分を有しない建築物の全体について認定を受</p>	<p>ア 1 申請をもって 1 件とする。</p> <p>イ 消費性能基準適合図書等とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号の基準に適合していることを証する図書及び建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項に規定する検査済証の写しをいう。</p> <p>ウ 仕様基準とは、基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準をいう。</p>

		<p>けようとする場合の手数料の額は、非住宅に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</p> <p>エ モデル建築物消費性能基準とは、基準省令第1条第1項第1号口の基準をいう。</p> <p>ウ 複合建築物の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、戸建て住宅又は共同住宅等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額に非住宅に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額</p>	
戸建て住宅又は共同住宅等に係る審査			共同住宅等に係る手数料の額は、床面積の合計面積に応じた区分により算定する。
戸建て住宅	1件	3万7,000円	消費性能基準適合図書等

			を提出する場合は 5,100 円、仕様基準に適合している場合は 1 万 8,000 円
共同住宅等			
300 平方メートル未満	1 件	7 万 5,000 円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は 1 万円、仕様基準に適合している場合は 3 万 5,000 円
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	1 件	12 万 5,000 円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は 2 万 1,000 円、仕様基準に適合している場合は 6 万 2,000 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	1 件	21 万 3,000 円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は 4 万 8,000 円、仕様基準に適合している場合は 11 万 2,000 円
5,000 平方メートル以上	1 件	30 万 6,000 円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は 8 万 7,000 円、仕様基準に適合している場合は 17 万円
非住宅に係る審査			手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。
300 平方メートル未満	1 件	24 万 8,000 円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は 1 万円、モデル建築物消費性

			能基準に適合している場合は9万4,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件	40万1,000円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は2万9,000円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合は15万9,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件	57万3,000円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は8万7,000円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合は25万7,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件	70万5,000円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は13万8,000円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合は33万6,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件	83万4,000円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は17万5,000円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合は40万4,000円
25,000平方メートル以上	1件	95万1,000円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は21万9,000円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合は47万4,000円

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前に申請がなされた事務に係る手数料については、
なお従前の例による。

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する長期優良住宅建築等計画について認定基準が新たに定められることに伴い、住宅を増築し、又は改築しようとする場合の長期優良住宅建築等計画の認定事務に係る手数料の額を定めるとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が制定されたことに伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定事務等に係る手数料の額を定めるなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第 4 1 号

廿日市市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 2 8 年 2 月 2 6 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

廿日市市立学校施設使用条例（昭和50年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表大野西小学校の項中

770円					
------	--	--	--	--	--

を

770円	400円				
------	------	--	--	--	--

に

改め、同表大野中学校の項中

770円	400円				190円
------	------	--	--	--	------

を

770円	400円	290円			190円
------	------	------	--	--	------

に

改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の廿日市市立大野西小学校及び廿日市市立大野中学校の施設の使用に係る廿日市市立学校施設使用条例第2条の規定による許可その他の行為は、施行日前においても、この条例による改正後の廿日市市立学校施設使用条例の例により行うことができる。

(提案理由)

大野西小学校・大野中学校小中一貫教育推進校の整備に伴い、大野西小学校運動場及び大野中学校柔剣道場の使用料の額を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第42号

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成28年2月26日

廿日市市長 眞野 勝 弘

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例

廿日市市火災予防条例（昭和37年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条、第3条の2、第3条の3、第3条の4、第4条、第5条、第7条、第8条、第8条の2、第9条の2、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条関係）

種類			離隔距離(cm)					備考
			入力	上方	側方	前方	後方	
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150	
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100	
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	

				が 300 °C 未満のも の							
風 呂 釜 料	気 体 燃 料	不 燃 以 外	半 密 閉 式	浴室内設置	外釜でパ ーナー取 り出し口 のないも の	21kW以下 (風呂用 以外のパ ーナーを もつもの にあつて は42kW以 下)	—	15 注	15	15	注:浴槽と の離隔距 離は0cm とするが 合成樹脂 浴槽(ポ リプロピ レン浴槽 等)の場 合は2cm とする。
					内釜	21kW以下 (風呂用 以外のパ ーナーを もつもの にあつて は42kW以 下)	—	—	60	—	
				浴室外設置	外釜でパ ーナー取 り出し口 のないも の	21kW以下 (風呂用 以外のパ ーナーを もつもの にあつて は当該パ ーナーが 70kW以下	—	15	15	15	

	であつて、 かつ、風呂 用バーナ ーが 21kW 以下)				
外釜でバ ーナー取 り出し口 のあるも の	21kW 以下 (風呂用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70kW 以下 であつて、 かつ、風呂 用バーナ ーが 21kW 以下)	—	15	60	15
内釜	21kW 以下 (風呂用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70kW 以下	—	15	60	—

		であつて、 かつ、風呂 用バーナ ーが 21kW 以下)				
密閉式	21kW以下	—	2	2	2	
	(風呂用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70kW以下 であつて、 かつ、風 呂用バー ナーが 21kW以下)		注			
屋外用	21kW以下	60	15	15	15	
	(風呂用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70kW以下					

			であつて、 かつ、風呂 用バーナ ーが 21kW 以下)				
不 燃 密 閉 式	浴室 内 設 置	外釜でバ	21kW 以下 (風呂用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は 42kW 以 下)	—	4.5 注	—	4.5
		内釜	21kW 以下 (風呂用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は 42kW 以 下)	—	—	—	—
	浴室 外 設 置	外釜でバ	21kW 以下 (風呂用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ	—	4.5	—	4.5

	バーナーが 70kW 以下 であつて、 かつ、風呂 用バーナ ーが 21kW 以下)				
外釜でバ ーナー取 り出し口 のあるも の	21kW 以下 (風呂用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70kW 以下 であつて、 かつ、風呂 用バーナ ーが 21kW 以下)	—	4.5	—	4.5
内釜	21kW 以下 (風呂用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ	—	—	—	—

							<p>ーナーが 70kW 以下 であつて、 かつ、風呂 用バーナ ーが 21kW 以下)</p>
密閉式	21kW 以下	—	2	—	2		<p>(風呂用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70kW 以下 であつて、 かつ、風呂 用バーナ ーが 21kW 以下)</p>
屋外用	21kW 以下	30	4.5	—	4.5		<p>(風呂用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが</p>

					70kW以下 であつて、 かつ、風呂 用バーナ ーが21kW 以下)						
	液	不燃	以外		39kW以下	60	15	15	15		
	体	燃	不燃		39kW以下	50	5	—	5		
	料										
	上記に分類されないもの				—	60	15	60	15		
温	気	不	半	バーナ	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1：風道 を使用 するも のにあ つては 15cmと する。 注2：ダク ト接続 型以外 の場合 にあつ ては100cm とする。
風	体	燃	密	が隠蔽							
暖	燃	以	閉								
房	料	外	式								
機			不密								
	液	不	半	密閉式	強	温風を前方	26kW以下	100	15	150	15
	体	燃			制	向に吹き出	26kWを超	100	15	100	15
	燃	以			対	すもの	え70kW以			注1	
	料	外			流		下				
					型	温風を全周	26kW以下	100	150	150	150
						方向に吹き					
						出すもの					
						強制排気型	26kW以下	60	10	100	10

		密閉式	強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10							
	燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方	70kW以下	80	5	—	5						
				向に吹き出すもの											
				温風を全周	26kW以下	80	150	—	150						
				方向に吹き出すもの											
			強制排気型	26kW以下	50	5	—	5							
		密閉式	強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5							
	上記に分類されないもの			—	100	60	60	60	注2						
厨房設備	燃	開放式	組込型	こんろ・グリル付	14kW以下	100	15	15	15	注					
				こんろ・グリドル付											
				こんろ、キャビネット型											
				こんろ・グリル付											
				こんろ・グリドル付											
				こんろ											
			据置型	レンジ	21kW以下	100	15	15	15	注					
							注		注						
	燃	開放式	組込型	こんろ・グリル付	14kW以下	80	0	—	0						
				こんろ・グリドル付											
				こんろ											

注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

			ろ、キャビネ ット型こん ろ・グリル付 こんろ・グリ ドル付こんろ						
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
		上記に分類され ないもの	使用温度が 800℃以上 のもの	—	250	200	300	200	
			使用温度が 300℃以上 800℃未満 のもの	—	150	100	200	100	
			使用温度が 300℃未満 のもの	—	100	50	100	50	
ボ イ ラ ー	気 体 燃 料 外	不 開 放 式	フードを付け ない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
			フードを付け る場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
		半 密 閉 式	12kWを超 え42kW以 下	—	15	15	15		
			12kW以下	—	4.5	4.5	4.5		
		密 閉 式	42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
		屋 外 用	フードを付け ない場合	42kW以下	60	15	15	15	
フードを付け	42kW以下		15	15	15	15			

				る場合						
燃	不開放式	フードを付け ない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5			
			7kW以下	10	4.5	—	4.5			
	半密閉式		42kW以下	—	4.5	—	4.5			
	密閉式		42kW以下	4.5	4.5	—	4.5			
	屋外用	フードを付け ない場合	42kW以下	30	4.5	—	4.5			
			42kW以下	10	4.5	—	4.5			
液 体 燃 料	不燃以外		12kWを超 え70kW以 下	60	15	15	15			
			12kW以下	40	4.5	15	4.5			
	不燃		12kWを超 え70kW以 下	50	5	—	5			
			12kW以下	20	1.5	—	1.5			
	上記に分類されないもの			23kWを超 える	120	45	150	45		
				23kW以下	120	30	100	30		
ス ト ブ	気 体 燃 料	不 開 放 式	バーナ ーが露 出	壁掛け型、つり 下げ型	7kW以下	30	60	100	4.5	注:熱対流 方向が一 方向に集 中する場 合にあつ ては60cm
					バーナ ーが隠蔽 閉	自然対流型	19kW以下	60	4.5	

			上記に分類されないもの	—	150	100	150	100		
乾 燥 設 備	気 体 燃 料 外	不 燃	開放式	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
			不 燃	開放式	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—	4.5
		上記に分類されないもの		内部容積が1 立方メートル 以上のもの	—	100	50	100	50	
			内部容積が1 立方メートル 未満のもの	—	50	30	50	30		
簡 易 湯 沸 設 備	気 体 燃 料 外	不 燃	開放式	常圧貯蔵	フードを付け ない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5
					フードを付け る場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
		瞬間型		フードを付け ない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
				フードを付け る場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
		半密閉式			12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	
		密閉式		常圧貯蔵型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0		
			壁掛け型、据 置型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
		屋外用			フードを付け ない場合	12kW以下	60	15	15	15

			フードを付ける場合	12kW以下	15	15	15	15						
燃	不	開	常	貯	蔵	フードを付ける場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5			
						フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5			
	放	式	瞬間型	フードを付ける場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5					
				フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5					
			半密閉式		12kW以下	—	4.5	—	4.5					
		密閉式	常圧貯蔵型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5						
		瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0						
			壁掛け型又は据置型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5						
		屋外用	フードを付ける場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5						
			フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5						
液	燃	不燃以外		12kW以下	40	4.5	15	4.5						
		不燃		12kW以下	20	1.5	—	1.5						
給	湯	湯	沸	設	気	不	燃	半密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	—	15	15	15
									瞬間型	12kWを超え70kW以下	—	15	15	15

備

			下					
密閉式	常圧貯蔵型	瞬間型調理台型	12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			12kWを超え70kW以下	—	0	—	0	
			壁掛け型、据置型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
屋外用	常圧貯蔵型	瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	60	15	15	15
			フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	15	15	15	15
			フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15
	フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	15	15	15	15		
	不燃	半密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5
				瞬間型	12kWを超え70kW以下	—	4.5	—

密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	—	4.5
	瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0
		壁掛け型、据置型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	—	4.5
屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	30	4.5	—	4.5
		フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	10	4.5	—	4.5
	瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	30	4.5	—	4.5
		フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	10	4.5	—	4.5
液体燃料	不燃以外		12kWを超え70kW以下	60	15	15	15
	不燃		12kWを超え70kW以下	50	5	—	5
上記に分類されないもの			—	60	15	60	15

移気不 動体燃 式燃以 ス料外 ト ー ブ	不開放式	バーナ 一が露	前方放射型	7kW以下	100	30	100	4.5	注1：熱対 流方向 が一方向に集 中する 場合に あつて は60cm とする。 注2：方向 性を有 するも のにあ つては 100cmと する。	
			全周放射型	7kW以下	100	100	100	100		
		バーナ 一が隠 蔽	自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5	4.5		注1
			強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
		不開放式	バーナ 一が露	前方放射型	7kW以下	80	15	80		4.5
				全周放射型	7kW以下	80	80	80		80
	液不 体燃 燃以 料外	開放式	バーナ 一が隠 蔽	放射型	7kW以下	100	50	100		20
				自然対流型	7kWを超え12kW以下	150	100	100		100
					7kW以下	100	50	50		50
			強 制 対 流 型 もの	温風を前方向 に吹き出すも の	12kW以下	100	15	100		15
				温風を全周方 向に吹き出す もの	7kWを超え12kW以下	100	150	150		150
					7kW以下	100	100	100		100
不燃	開放式		放射型	7kW以下	80	30	—	5		
			自然対流型	7kWを超え12kW以下	120	100	—	100		
				7kW以下	80	30	—	30		
			強温風を前方向	12kW以下	80	5	—	5		

				制に吹き出すも 対の								
				流温風を全周方 型向に吹き出す もの	7kWを超え 12kW以下 7kW以下	80 80	150 100	— —	150 100			
				固体燃料	—	100	50 注2	50 注2	50 注2			
調 理 用 器 具	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	バーナーが露 出	卓上型こ んろ (1口)	5.8kW以下	100	15	15	15	注: 機器本 体上方の 側方又は 後方の離 隔距離を 示す。	
					卓上型こ んろ (2口 以上)・グ リル付こ んろ・グリ ドル付こ んろ	14kW以下	100	15 注	15 注	15 注		
					バーナー加熱部 が隠	卓上型グ リル	7kW以下	100	15	15		15
					バーナー加熱部 が隠	卓上型オ ープン・グ リル (フー ドを付け ない場合)	7kW以下	50	4.5	4.5		4.5
						卓上型オ ープン・グ リル (フー ドを付け る場合)	7kW以下	15	4.5	4.5		4.5

				る場合)					
				炊飯器 (炊飯容量4リットル以下)	4.7kW以下	15	4.5	—	4.5
				圧力調理器 (内容積10リットル以下)	—	15	4.5	—	4.5
移動式	液体	不燃以外		6kW以下	100	15	15	15	
	燃料	不燃		6kW以下	80	0	—	0	
こんろ		固体燃料		—	100	30	30	30	
電気温風機	電気	不燃以外		2kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注:温風の吹き出し方向にあつては60cmとする。
		不燃		2kW以下	0	0	—	0	
電気調理用機器	電気	不燃以外	電気こんろ、こんろ部の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器 (こんろ形態のものに限る。)	4.8kW以下 (1口当たり2kWを超え3kW以下)	100	2	2	2	注1:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こん
			電磁誘導加熱式調理器 (こんろ形態のものに限る。)	4.8kW以下	—	20	—	20	
			電磁誘導加熱式調理器 (こんろ形態のものに限る。)	4.8kW以下	—	10	—	10	
			電磁誘導加熱式調理器 (こんろ形態のものに限る。)	4.8kW以下	100	2	2	2	

		(1口当たり1kWを超え2kW以下)	—	15 注1	—	15 注1	ろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離)を示す。 注2: 機器	
		4.8kW以下	100	2	2	2		
		(1口当たり1kW以下)	—	10 注1 注2	—	10 注1 注2		
	こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW以下(1口当たり3.3kW以下)	100	2	2	2		
不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下	80	0	—	0	本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における
			—	—	0 注1 注2	—	0 注1 注2	
		こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW以下(1口当たり3.3kW以下)	80	0	—	0	

					—	0 注2	—	0 注2	発熱体の外周からの距離)を示す。
電気天火	電不燃	以外	2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注:排気口面にあつては10cmとする。	
		不燃	2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注		
電子レンジ	電不燃	以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	注:排気口面にあつては10cmとする。	
		不燃	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注	— 注		
電気ストーブ	電不燃	以外	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	100	30	100	4.5	
			全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	100	100	100	100	
			自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5	
	不燃		前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	80	15	—	4.5	
全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)			2kW以下	80	80	—	80		

			除く。)						
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	80	0	—	0	
電気乾燥器	電気	不燃	食器乾燥器	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		以外	食器乾燥器	1kW以下	0	0	—	0	
電気乾燥機	電気	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。 注2：排気口面にあつては4.5cmとする。
		以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	0	—	0	
電気温水器	電気	不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
		以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0	

備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、そ

れぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。

2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、同省令の制定当初想定していなかった設備及び器具に係る離隔距離の基準を定めるなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 57 号

廿日市市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について

廿日市市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、市議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

廿日市市長 眞野勝弘

廿日市市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第 1 条 廿日市市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により同法第 81 条第 1 項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（廿日市市情報公開条例（平成 12 年条例第 1 号）及び廿日市市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 22 号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第 2 条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第 3 条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の請求に基づき甲が

負担するものとする。

2 前項の経費の額及び支払方法は、甲乙協議して定める。

第4条 委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料の収入は、全て乙の収入とする。

(決算の場合の措置)

第6条 乙の長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を住民に公表したときは、当該決算のうち委託事務に関する部分を、甲の長に通知するものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第7条 乙は、委託事務に適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、その旨を甲に通知するものとする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

附 則

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算するものとする。

(提案理由)

行政不服審査法の全部が改正され、公正性の向上を図ることを目的として第三者機関への諮問手続が新設されることに伴い、行政不服審査会事務を広島県に委託することに関し、同県と協議することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 58 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり宮島小中一貫校屋内運動場改築工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 工 事 名 宮島小中一貫校屋内運動場改築工事
- 2 工事場所 廿日市市宮島町 7 7 9 番地 2
- 3 請負金額 6 4 6 , 3 8 0 , 0 0 0 円
- 4 請 負 者 廿日市市桜尾二丁目 8 番 3 号

占部建設工業株式会社広島支店

取締役支店長 川 本 定 則

(提案理由)

宮島小中一貫校屋内運動場改築工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 59 号

過疎地域自立促進計画を定めることについて

過疎地域自立促進計画を別紙のとおり定めることについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

廿日市市長 眞野 勝 弘

(提案理由)

過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正され、同法の有効期限が平成32年度末まで延長されたことに伴い、引き続き吉和地域及び宮島地域に係る過疎地域自立促進計画を定めることについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第60号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて

四和辺地（虫所山・飯山・中道・栗栖）に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、市議会の議決を求める。

平成28年2月26日提出

廿日市市長 眞野勝弘

総合整備計画書

広島県 廿日市市 四和辺地（虫所山・飯山・中道・栗栖）
 （辺地の人口：363人、面積：80.01km²）

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 廿日市市虫所山・飯山・中道・栗栖
 (2) 地区の中心の位置 廿日市市栗栖126番地2
 (3) 辺地度点数 101点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地区は、佐伯地域の北西に位置し、虫所山、飯山、中道、栗栖の4つの地区で構成されています。

昭和38年の豪雪を機に過疎化が進み、昭和35年の国勢調査人口1,499人に対し、平成27年1月1日現在の人口は363人で75.8%もの大幅な減少を見せており、過疎化が進行しています。

農林業を基幹とする集落で構成されており、過疎・高齢化の進行はもとより、耕作放棄等や森林管理放棄による土地の荒廃を防止するため、生活基盤や農業基盤等の整備による生活環境の維持・向上に努めていく必要があります。

こうした中、本地区では、生活利便性の向上を図るため、これまで生活道路や林道、水道施設等の計画的な整備を行ってきましたが、依然として、身近である農道の舗装整備や林道整備等が必要な状況となっています。

また、地区の一部には簡易水道により生活用水を供給していますが、平成28年度末の上水道事業への事業統合に向け、中央監視設備の整備が必要な状況となっています。

こうした課題に対応していくため、引き続き、農林道の計画的な整備を行うとともに、生活用水を安定して供給できるよう生活環境の維持・向上を図ります。

3 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成32年度まで 5年間

(単位：千円)

区分 施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
産業振興施設 農道・林道 (農道上栗栖線) (林道悪谷線)	廿日市市	387,000	186,550	200,450	200,300
厚生施設等 飲用水供給施設 (簡易水道統合整備)	廿日市市	263,000	260,800	2,200	2,200
合計		650,000	447,350	202,650	202,500

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律で規定する辺地に該当する四和辺地（虫所山・飯山・中道・栗栖）において、同法により公共的施設を整備するため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 6 1 号

市町村建設計画（廿日市市・佐伯町・吉和村合併建設計画）
の変更について

市町村建設計画（廿日市市・佐伯町・吉和村合併建設計画）を次のとおり変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 5 条第 7 項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成 2 8 年 2 月 2 6 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

次のとおり市町村建設計画（廿日市市・佐伯町・吉和村合併建設計画）を変更する。

I の 2 の（3）中「平成 27（2015）年度までのおおむね 13 か年」を「平成 29（2017）年度までのおおむね 15 か年」に改める。

VII の 2 の（1）の①中「平成 27（2015）年度までの 13 か年」を「平成 29（2017）年度までの 15 か年」に改める。

VII の 2 の（2）を次のように改める。

(2) 歳入・歳出

■歳入

(単位：百万円)

年度 項目	平成15年度 (2003)	平成16年度 (2004)	平成17年度 (2005)	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	合計
地方税	11,671	11,559	15,379	15,664	16,936	16,807	16,223	15,855	15,659	15,305	15,349	15,601	15,309	15,466	15,424	228,207
地方交付税	5,687	5,351	7,252	7,284	6,985	7,432	7,881	8,662	9,051	10,089	9,724	9,573	9,283	9,187	8,947	122,388
国・県支出金	5,310	3,670	4,803	4,822	5,131	4,994	8,068	8,412	7,703	6,846	8,617	8,099	8,700	8,712	10,129	104,016
地方債	6,377	4,432	5,434	5,785	4,638	3,448	3,744	4,937	8,228	4,351	5,333	6,394	7,214	5,983	9,262	85,560
その他	5,362	6,125	11,207	7,847	7,311	6,355	6,762	5,387	6,637	6,524	5,736	6,753	6,776	7,696	8,327	104,805
歳入合計	34,407	31,137	44,075	41,402	41,001	39,036	42,678	43,253	47,278	43,115	44,759	46,420	47,282	47,044	52,089	644,976

■歳出

(単位：百万円)

年度 項目	平成15年度 (2003)	平成16年度 (2004)	平成17年度 (2005)	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	合計
人件費	6,288	6,323	9,379	9,063	8,982	9,666	9,425	9,297	9,193	9,140	8,730	8,915	8,955	8,878	8,938	131,172
扶助費	2,664	2,997	3,872	4,141	4,405	4,541	4,776	6,399	6,892	7,033	7,269	7,794	8,058	8,201	8,650	87,692
公債費	5,059	4,893	6,511	6,303	7,338	6,751	7,266	6,032	6,059	6,559	6,573	6,497	6,052	7,006	6,009	94,908
物件費	3,899	4,118	6,151	5,758	5,732	5,578	6,065	6,094	6,746	6,742	6,519	6,852	7,124	7,046	7,126	91,550
投資的経費	8,090	5,392	8,754	7,986	6,833	4,618	4,842	5,433	9,161	3,836	5,736	6,118	8,854	7,222	12,868	105,743
その他	7,891	6,893	8,868	7,304	7,208	7,413	9,760	8,630	8,014	8,830	9,551	9,700	8,381	8,691	8,498	125,632
歳出合計	33,891	30,616	43,535	40,555	40,498	38,567	42,134	41,885	46,065	42,140	44,378	45,876	47,424	47,044	52,089	636,697

注1 平成15(2003)年度から平成26(2014)年度までは決算額。平成27(2015)年度は決算見込額。

注2 平成17(2005)年度以降は、廿日市市、大野町及び宮島町合併後の数値。

(提案理由)

平成24年度に3年の期間延長を行った市町村建設計画（廿日市市・佐伯町・吉和村合併建設計画）の期間を更に2年延長し、引き続き当該計画に係る事業を実施するため、当該計画を変更することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 6 2 号

市町村建設計画（廿日市市・大野町合併建設計画）の変更について

市町村建設計画（廿日市市・大野町合併建設計画）を次のとおり変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条第7項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成28年2月26日提出

廿日市市長 眞野勝弘

次のとおり市町村建設計画（廿日市市・大野町合併建設計画）を変更する。

Iの2の（3）中「平成27(2015)年度までの概ね10か年」を「平成32(2020)年度までのおおむね15か年」に改める。

Ⅲの3中「計画」を「当初の計画」に改める。

Ⅳの1の（1）中「場となるよう、大野庁舎の有効活用を図ります」を「場としても活用できるよう、大野庁舎を建て替えます」に改める。

Ⅳの1の■主な事業の表市民活動の活性化の部庁舎改修事業の項を次のように改める。

庁舎整備事業	○大野庁舎の建て替え（地域活動等の拠点機能）
--------	------------------------

Ⅵの2の（1）の①中「平成27(2015)年度までの10か年」を「平成32(2020)年度までの15か年」に改める。

Ⅵの2の（2）を次のように改める。

(2) 歳入・歳出

■歳入

(単位：百万円)

年度 項目	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	合計
地方税	15,664	16,936	16,807	16,223	15,855	15,659	15,305	15,349	15,601	15,309	15,466	15,424	15,006	14,945	14,878	234,427
地方交付税	7,284	6,985	7,432	7,881	8,662	9,051	10,089	9,724	9,573	9,283	9,187	8,947	8,736	8,502	8,274	129,610
国・県支出金	4,822	5,131	4,994	8,068	8,412	7,703	6,846	8,617	8,099	8,700	8,712	10,129	10,130	8,158	8,020	116,541
地方債	5,785	4,638	3,448	3,744	4,937	8,228	4,351	5,333	6,394	7,214	5,983	9,262	8,009	4,788	4,622	86,736
その他	7,847	7,311	6,355	6,762	5,387	6,637	6,524	5,736	6,753	6,776	7,696	8,327	8,924	7,244	7,557	105,836
歳入合計	41,402	41,001	39,036	42,678	43,253	47,278	43,115	44,759	46,420	47,282	47,044	52,089	50,805	43,637	43,351	673,150

■歳出

(単位：百万円)

年度 項目	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	合計
人件費	9,063	8,982	9,666	9,425	9,297	9,193	9,140	8,730	8,915	8,955	8,878	8,938	8,888	8,770	8,582	135,422
扶助費	4,141	4,405	4,541	4,776	6,399	6,892	7,033	7,269	7,794	8,058	8,201	8,650	8,825	9,070	9,285	105,339
公債費	6,303	7,338	6,751	7,266	6,032	6,059	6,559	6,573	6,497	6,052	7,006	6,009	6,062	5,998	6,017	96,522
物件費	5,758	5,732	5,578	6,065	6,094	6,746	6,742	6,519	6,852	7,124	7,046	7,126	7,034	6,394	6,101	96,911
投資的経費	7,986	6,833	4,618	4,842	5,433	9,161	3,836	5,736	6,118	8,854	7,222	12,868	11,392	4,677	4,490	104,066
その他	7,304	7,208	7,413	9,760	8,630	8,014	8,830	9,551	9,700	8,381	8,691	8,498	8,604	8,728	8,876	128,188
歳出合計	40,555	40,498	38,567	42,134	41,885	46,065	42,140	44,378	45,876	47,424	47,044	52,089	50,805	43,637	43,351	666,448

注 平成18(2006)年度から平成26(2014)年度までは決算額。平成27(2015)年度は決算見込額。

(提案理由)

市町村建設計画（廿日市市・大野町合併建設計画）の期間を5年延長し、引き続き当該計画に係る事業を実施するため、当該計画を変更することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第63号

市町村建設計画（廿日市市・宮島町合併建設計画）の変更に
ついて

市町村建設計画（廿日市市・宮島町合併建設計画）を次のとおり変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条第7項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成28年2月26日提出

廿日市市長 眞野勝弘

次のとおり市町村建設計画（廿日市市・宮島町合併建設計画）を変更する。

Iの2の（3）中「平成27(2015)年度までの概ね10か年」を「平成32(2020)年度までのおおむね15か年」に改める。

IVの4の（1）中「活用して」を「建て替えて」に改める。

IVの4の■主な事業の表多様な社会参画の推進の部庁舎改修事業の項を次のように改める。

庁舎整備事業	○旧宮島庁舎の建て替え（地域活動等の拠点機能）
--------	-------------------------

VIの2の（1）の①中「平成27(2015)年度までの10か年」を「平成32(2020)年度までの15か年」に改める。

VIの2の（2）を次のように改める。

(2) 歳入・歳出

■ 歳入

(単位：百万円)

年度 項目	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	合計
地方税	15,664	16,936	16,807	16,223	15,855	15,659	15,305	15,349	15,601	15,309	15,466	15,424	15,006	14,945	14,878	234,427
地方交付税	7,284	6,985	7,432	7,881	8,662	9,051	10,089	9,724	9,573	9,283	9,187	8,947	8,736	8,502	8,274	129,610
国・県支出金	4,822	5,131	4,994	8,068	8,412	7,703	6,846	8,617	8,099	8,700	8,712	10,129	10,130	8,158	8,020	116,541
地方債	5,785	4,638	3,448	3,744	4,937	8,228	4,351	5,333	6,394	7,214	5,983	9,262	8,009	4,788	4,622	86,736
その他	7,847	7,311	6,355	6,762	5,387	6,637	6,524	5,736	6,753	6,776	7,696	8,327	8,924	7,244	7,557	105,836
歳入合計	41,402	41,001	39,036	42,678	43,253	47,278	43,115	44,759	46,420	47,282	47,044	52,089	50,805	43,637	43,351	673,150

■ 歳出

(単位：百万円)

年度 項目	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	合計
人件費	9,063	8,982	9,666	9,425	9,297	9,193	9,140	8,730	8,915	8,955	8,878	8,938	8,888	8,770	8,582	135,422
扶助費	4,141	4,405	4,541	4,776	6,399	6,892	7,033	7,269	7,794	8,058	8,201	8,650	8,825	9,070	9,285	105,339
公債費	6,303	7,338	6,751	7,266	6,032	6,059	6,559	6,573	6,497	6,052	7,006	6,009	6,062	5,998	6,017	96,522
物件費	5,758	5,732	5,578	6,065	6,094	6,746	6,742	6,519	6,852	7,124	7,046	7,126	7,034	6,394	6,101	96,911
投資的経費	7,986	6,833	4,618	4,842	5,433	9,161	3,836	5,736	6,118	8,854	7,222	12,868	11,392	4,677	4,490	104,066
その他	7,304	7,208	7,413	9,760	8,630	8,014	8,830	9,551	9,700	8,381	8,691	8,498	8,604	8,728	8,876	128,188
歳出合計	40,555	40,498	38,567	42,134	41,885	46,065	42,140	44,378	45,876	47,424	47,044	52,089	50,805	43,637	43,351	666,448

注 平成18(2006)年度から平成26(2014)年度までは決算額。平成27(2015)年度は決算見込額。

(提案理由)

市町村建設計画（廿日市市・宮島町合併建設計画）の期間を5年延長し、引き続き当該計画に係る事業を実施するため、当該計画を変更することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 6 4 号

広島市と廿日市市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の
締結に関する協議について

広島市と廿日市市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関し、
次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 5 2 条の 2 第 3 項の規定により、市議会の議決を求める。

平成 2 8 年 2 月 2 6 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

広島市と廿日市市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約

広島市（以下「甲」という。）及び廿日市市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏である広島広域都市圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、人口減少・少子高齢社会にあっても、甲及び乙が、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組を協力して実施することにより、ヒト・モノ・カネ・情報の循環を基調とする「ローカル経済圏」を構築し、もって圏域の経済を活性化し自律的で持続的な発展を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる取組を協力して実施し、相互に連携を図るものとする。

（連携を図る取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携を図る取組の内容及び役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

（広島広域都市圏発展ビジョン）

第4条 第2条に規定する取組を推進するため、圏域の目指す将来像とその実現に向けた具体的な施策を示す「広島広域都市圏発展ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を甲が、乙を含む圏域内の市町と協議して策定す

る。

2 第2条に規定する取組を甲及び乙が実施するために要する費用及びその分担については、甲及び乙が協議してビジョンに定める。

(連絡会議)

第5条 甲及び乙の長は、この連携協約の推進に関し連絡調整を図るため、毎年度会議を開催するものとする。

(連携協約の変更及び廃止)

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

附 則

この連携協約は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条，第3条関係）

区分	取組	内容	甲（連携中枢都市（広島市））の役割	乙（連携市町）の役割
1 圏域全体の経済成長のけん引				
新たな施策の企画立案	ヒト・モノ・カネ・情報の循環を基調とする「ローカル経済圏」を構築するため，圏域内市町等で構成する広島広域都市圏の産業振興に係る研究会を設置し，新たな施策の企画立案に取り組む。	事務局として広島広域都市圏の産業振興に係る研究会を運営し，新たな施策の企画立案に主体的に取り組む。	広島広域都市圏の産業振興に係る研究会に参画し，新たな施策の企画立案に甲と協力して取り組む。	
新産業の育成，創業支援	環境・エネルギー分野及び医療・福祉関連分野における事業化や販路開拓に係る支援，地元大学等が持つ技術シーズを活用した創業等の支援など，新産業の育成や創業のための環境づくりに取り組む。	環境・エネルギー分野及び医療・福祉関連分野における事業化や販路開拓に係る支援，地元大学等が持つ技術シーズを活用した創業等の支援などに主体的に取り組む。	各事業の実施やPRなどに甲と協力して取り組む。	
ものづくり産業の強化	デザインによる製品・サービスの付加価値向上や販路の開拓，自動車部品メーカーの課題解決に向けた取組を支援するなど，ものづくり産業における中小企業の競争力の強化に取り組む。	デザインによる製品・サービスの付加価値向上や販路の開拓，自動車部品メーカーの課題解決に向けた取組の支援などに主体的に取り組む。	各事業の実施やPRなどに甲と協力して取り組む。	
中小企業の経営強化	広島市中小企業支援センターにおいて人材育成や技術力の向上を図るなど，中小企業の経営強化に取り組む。	中小企業経営者への経営力や技術力の向上に役立つ知識等の提供などに主体的に取り組む。	各事業の実施やPRなどに甲と協力して取り組む。	
圏域の特産品の販路拡大の促進	圏域の特産品を集約し，広島市都心部において販売する場を設けるなど，販路拡大や消費増大に取り組む。	圏域の特産品を集約や販売する場の設置などに主体的に取り組む。	特産品を集約や販売などに甲と協力して取り組む。	
観光プログラムの充実	「食」をテーマとした長期にわたる周遊イベントの実施などにより観光プログラムの充実を図るとともに，積極的なプロモーション活動に取り組む。	「食」をテーマとした長期にわたる周遊イベントやプロモーション活動などに主体的に取り組む。	「食」をテーマとした長期にわたる周遊イベントなどに甲と協力して取り組む。	

区分	取組	内容	甲（連携中枢都市（広島市））の役割	乙（連携市町）の役割
	観光客の受入環境整備	国内外からの観光客等が、安心して快適に圏域内で周遊、滞在できるよう、観光情報の多言語による提供や広島駅観光案内所の機能強化、無料公衆無線LAN環境の充実など、観光客の受入環境整備に取り組む。	観光情報の多言語による提供や広島駅観光案内所の機能強化、無料公衆無線LAN環境の充実などに主体的に取り組む。	観光情報の多言語による提供や広島駅観光案内所の機能強化、無料公衆無線LAN環境の充実などに甲と協力して取り組む。
	国際会議等の誘致	圏域内の地域資源を活用して、魅力的なユニークベニューやアフターコンベンションの開発など、MICE（国際会議等）の受入態勢を充実し、誘致に取り組む。	魅力的なユニークベニューやアフターコンベンションの開発などに主体的に取り組む。	魅力的なユニークベニューやアフターコンベンションの開発などに甲と協力して取り組む。
	圏域内で生産された農産物の消費拡大	圏域内市町の農産物の活用に向けて、学校給食におけるモデル事業を実施するなど、圏域内で生産された農産物の地産地消を進め、消費拡大に取り組む。	圏域内市町の農産物の活用に向けて、学校給食におけるモデル事業の実施などに主体的に取り組む。	圏域内市町の農産物の活用に向けて、学校給食におけるモデル事業の実施などに甲と協力して取り組む。
	健全な森林の育成・保全	自伐林業の支援に係るモデル事業の実施等を踏まえ、木質バイオマスの活用によるビジネスモデルの構築を図るなど、健全な森林の育成・保全に取り組む。	自伐林業の支援に係るモデル事業の実施や木質バイオマスの活用によるビジネスモデルの構築などに主体的に取り組む。	木質バイオマスの活用によるビジネスモデルの構築などに甲と協力して取り組む。
	水産資源の確保	圏域のかき養殖を中心とした漁業経営の安定化を図るため、水産資源の確保や消費拡大に取り組む。	水産資源の確保や消費拡大に主体的に取り組む。	各事業の実施やPRなどに甲と協力して取り組む。
	地元企業における若者の雇用促進	圏域内市町や経済界、地元大学等と連携し、若者が地元企業をより深く知ることができる機会を確保するなど、地元企業における若者の雇用促進に取り組む。	若者が地元企業をより深く知ることができる機会を確保などに主体的に取り組む。	若者が地元企業をより深く知ることができる機会を確保などに甲と協力して取り組む。

区分	取組	内容	甲（連携中枢都市（広島市））の役割	乙（連携市町）の役割
2 高次の都市機能の集積・強化				
効果的・効率的な医療サービスの提供体制の構築	24時間365日体制で電話による医療相談等を行う救急相談センター事業の実施や広島市立病院と圏域内の医療機関との間のICTネットワーク整備など、効果的・効率的な医療サービスの提供体制の構築に取り組む。	救急相談センター事業による医療相談等の実施や、地方独立行政法人広島市立病院機構が行う広島市立病院と圏域内の医療機関との間のICTネットワークによる高度な医療機能の提供等に対する支援などに取り組む。	救急相談センター事業による医療相談等の実施や、広島市立病院と圏域内の医療機関との間のICTネットワークによる高度な医療機能の提供などに甲と協力して取り組む。	
圏域北部における拠点病院の整備	広島市立安佐市民病院の建替えにより、高度・急性期医療機能や災害拠点病院としての機能の充実・強化を図り、圏域北部を中心とした地域における拠点病院の整備に取り組む。	高度・急性期医療や災害時における医療の提供、へき地医療拠点病院としての医療支援など、地方独立行政法人広島市立病院機構が行う広島市立安佐市民病院の建替えによる病院機能の充実・強化に対する支援に取り組む。	自市町の住民が必要とする医療の提供に甲と協力して取り組む。	
圏域内の公共交通網等の充実・強化	圏域にわたるヒト・モノ・カネ・情報の循環に資する広域交通網の構築に向け、市町と連携して圏域内の公共交通網等の充実・強化に取り組む。	圏域内の公共交通網等の充実・強化に主体的に取り組む。	圏域内の公共交通網等の充実・強化に甲と協力して取り組む。	
地域貢献人材の育成	地域や企業が求める人材を確保するため、公立大学法人広島市立大学が圏域内の市町や大学、経済団体等と連携して実施する人材育成事業を支援するなど、地域貢献人材の育成に取り組む。	公立大学法人広島市立大学が圏域内の市町等と連携して実施する人材育成事業の支援などに主体的に取り組む。	公立大学法人広島市立大学が圏域内の市町等と連携して実施する人材育成事業の支援などに甲と協力して取り組む。	

区分	取組	内容	甲（連携中枢都市（広島市））の役割	乙（連携市町）の役割
3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上				
(1) 生活機能の強化				
	地域医療提供体制の確保	圏域内住民が地域で安心して生活を営めるよう、圏域内における効果的・効率的な救急医療体制づくりなど、地域医療の充実・強化に取り組む。	効果的・効率的な救急医療体制づくりなどに主体的に取り組む。	効果的・効率的な救急医療体制づくりなどに甲と協力して取り組む。
	子育て支援・教育の充実	圏域内において、安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、保育サービスの広域利用や放課後児童クラブ職員等の合同研修など、子育て支援サービスや教育環境の充実に取り組む。	保育サービスの広域利用や放課後児童クラブ職員等の合同研修などに主体的に取り組む。	保育サービスの広域利用や放課後児童クラブ職員等の合同研修などに甲と協力して取り組む。
	文化財・伝統文化の活用・保全	圏域内の文化財及び伝統文化に対する住民の理解と認識を高め、魅力を広く発信するため、神楽の公演や継承など、その総合的な活用及び保全に取り組む。	神楽の公演や継承などに主体的に取り組む。	神楽の公演や継承などに甲と協力して取り組む。
	観光資源の共同開発・PR	圏域の更なる魅力発信に向け、圏域内の地域資源を発掘し結び付けるなど、地域の観光資源の開発や有効活用に取り組む。	圏域内の地域資源を発掘し結び付けることなどに主体的に取り組む。	圏域内の地域資源を発掘し結び付けることなどに甲と協力して取り組む。
	農業の担い手の確保	圏域内における農業の振興を図るため、新規就農者の募集や育成研修の実施、就農後の支援など、農業の担い手の確保に取り組む。	新規就農者の育成などに主体的に取り組む。	新規就農者の育成などに甲と協力して取り組む。
	環境負荷の低減	圏域内における環境負荷の低減を推進するため、将来的な下水汚泥の広域的な処理の可能性の検討などに取り組む。	下水汚泥の広域的な処理の可能性の検討などに主体的に取り組む。	下水汚泥の広域的な処理の可能性の検討などに甲と協力して取り組む。

区分	取組	内容	甲（連携中枢都市（広島市））の役割	乙（連携市町）の役割
(2) 結び付きやネットワークの強化				
生活交通の維持・確保	圏域内住民の交通手段の維持・確保を図るため、不採算のバス路線の運行費の一部を補助するなど、生活交通の維持・確保に取り組む。	不採算のバス路線の運行費の一部補助などに主体的に取り組む。	不採算のバス路線の運行費の一部補助などに甲と協力して取り組む。	
ICT環境の整備・有効活用	圏域内住民の暮らしにおける利便性を向上させるため、超高速ブロードバンド環境の整備に係る研究、町内会・自治会等のイベント情報を発信するサイトや地図情報の共同利用など、ICT環境の整備や有効活用に取り組む。	超高速ブロードバンド環境の整備に係る研究、町内会・自治会等のイベント情報を発信するサイトや地図情報の共同利用などに主体的に取り組む。	超高速ブロードバンド環境の整備に係る研究、町内会・自治会等のイベント情報を発信するサイトや地図情報の共同利用などに甲と協力して取り組む。	
圏域内産品の地産地消	圏域内における地域経済の循環を図るため、圏域の食と酒に関する情報の発信や販路拡大の支援など、地産地消等に取り組む。	圏域の食と酒に関する情報の発信や販路拡大の支援などに主体的に取り組む。	圏域の食と酒に関する情報の発信や販路拡大の支援などに甲と協力して取り組む。	
交流・移住・定住の促進	圏域の人口減少への対応を図るため、圏域の魅力や情報のPR、民泊の促進など、東京圏等の住民との交流や圏域への移住・定住に取り組む。	圏域の魅力や情報のPR、民泊の促進などに主体的に取り組む。	圏域の魅力や情報のPR、民泊の促進などに甲と協力して取り組む。	
圏域内住民の交流促進	圏域内住民の交流促進を図るため、圏域に根ざしたプロスポーツ等の共同応援や圏域のイベント情報の相互発信などに取り組む。	圏域に根ざしたプロスポーツ等の共同応援や圏域のイベント情報の相互発信などに主体的に取り組む。	圏域に根ざしたプロスポーツ等の共同応援や圏域のイベント情報の相互発信などに甲と協力して取り組む。	
安全・安心な暮らしの確保	圏域内住民の安全・安心な暮らしの確保のため、消費者被害に関する情報の共有など、消費者対策等に取り組む。	消費者被害に関する情報の共有などに主体的に取り組む。	消費者被害に関する情報の共有などに甲と協力して取り組む。	

区分	取組	内容	甲（連携中枢都市（広島市））の役割	乙（連携市町）の役割
(3) 圏域マネジメント能力の強化				
職員の育成・確保	圏域内市町職員の圏域マネジメント能力の向上を図るため、圏域内市町共同による実務研修や職員交流研修など、職員の育成・確保に取り組む。	圏域内市町共同による実務研修や職員交流研修などに主体的に取り組む。	圏域内市町共同による実務研修や職員交流研修などに甲と協力して取り組む。	
事務の効果的・効率的な執行	圏域内住民に対する行政サービスの効率化や利便性の向上を図るため、圏域内市町の連携により、行政資源の相互利用や施策の共同実施、行政サービスの補完などに取り組む。	行政資源の相互利用や施策の共同実施、行政サービスの補完などに主体的に取り組む。	行政資源の相互利用や施策の共同実施、行政サービスの補完などに甲と協力して取り組む。	

(提案理由)

広島広域都市圏を形成することにより、圏域の経済を活性化し、自律的で持続的な発展を図るため、連携中枢都市である広島市と連携協約を締結することに関し、同市と協議することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第65号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、次のとおり市道の路線を認定し、及び廃止することについて、市議会の議決を求める。

平成28年2月26日提出

廿日市市長 眞野勝弘

1 市道路線の認定

番号	認定路線名	起 点	終 点
1359	地御前宮内 3号支線	廿日市市地御前北一 丁目281番18地 先	廿日市市地御前北一 丁目281番22地 先
1408	第 1 3 郡 塚 線	廿日市市上平良字郡 塚1472番6地先	廿日市市上平良字郡 塚1414番14地 先
1409	阿品2号路 線2号支線	廿日市市阿品二丁目 2387番6地先	廿日市市阿品二丁目 2387番15地先
2217	道秀原支線	廿日市市津田字小更 733番11地先	廿日市市津田字小更 733番8地先
2218	友 田 広原山線	廿日市市友田字広原 山217番1地先	廿日市市友田字広原 山217番134地 先

3050	旧吉和 戸河内線	廿日市市吉和字熊崎 887番11地先	廿日市市吉和字熊崎 高下4111番1地 先
4062	早時4号線	廿日市市大野字早時 3300番25地先	廿日市市大野字対巖 山378番18地先
4621	尾立6号線	廿日市市宮浜温泉一 丁目1619番1地 先	廿日市市宮浜温泉一 丁目8106番1地 先
4652	上更地 6号線	廿日市市大野字上更 地2087番1地先	廿日市市大野字上更 地2033番4地先
4655	対巖山 33号線	廿日市市深江三丁目 233番3地先	廿日市市深江三丁目 233番22地先
4656	土井8号線	廿日市市大野字三鎗 谷914番10地先	廿日市市大野字水口 805番1地先

2 市道路線の廃止

番号	廃止路線名	起 点	終 点
1359	地御前宮内 3号支線	廿日市市地御前北一 丁目281番18地 先	廿日市市地御前北一 丁目281番19地 先
4062	早時4号線	廿日市市大野字対巖 山378番19地先	廿日市市大野字対巖 山378番18地先
4621	尾立6号線	廿日市市宮浜温泉一 丁目1619番1地 先	廿日市市宮浜温泉一 丁目1621番34 地先
4652	上更地 6号線	廿日市市大野字上更 地2087番5地先	廿日市市大野字上更 地2070番10地 先

(提案理由)

寄附を受けた新設道路などを市道路線に認定し、この認定に伴い路線が重複することとなる市道路線を廃止することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第66号

廿日市市公平委員会委員の選任の同意について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、次の者を廿日市市公平委員会の委員に選任することについて、市議会の同意を求める。

平成28年2月26日提出

廿日市市長 眞野勝弘

氏名 院去幹雄

(提案理由)

廿日市市公平委員会の委員院去幹雄の任期が、平成28年3月31日をもって満了するので、その後任委員の選任について、市議会の同意を求めるものである。

議案第67号

廿日市市監査委員の選任の同意について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、次の者を廿日市市監査委員に選任することについて、市議会の同意を求める。

平成28年2月26日提出

廿日市市長 眞野勝弘

識見を有する者のうちから選任する監査委員

氏名 横山 泉

(提案理由)

廿日市市監査委員横山泉の任期が、平成28年3月31日をもって満了するので、その後任委員の選任について、市議会の同意を求めるものである。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、市議会の意見を求める。

平成28年2月26日提出

廿日市市長 眞野勝弘

氏名 兒玉宣明

氏名 前田幸子

氏名 正留律雄

氏名 増田育

(提案理由)

人権擁護委員兒玉宣明、前田幸子、宮本守及び正留律雄の任期が、平成28年6月30日をもって満了するので、その後任委員の推薦について、市議会の意見を求めるものである。

